

役所			
乍恐以書付奉申上候(病のため隠居縫之介出頭猶予願、下書) 東江部村百姓代庄左衛門、郷宿金兵衛 矢嶋藤蔵様中野御役所	文政7申年2月	豎継紙・1通	943-25-5
乍恐書付を以奉申上候(小作一件、御吟味中ながら新保村へ手入れ仰付願) 高井郡東江部村地主庄左衛門 矢嶋藤蔵様中野御役所 名主・組頭奥書あり、端裏書「文政七年正月晦日差上候所御下ヶ被遊候書附」	文政7申年正月晦日	豎継紙・1通	943-25-6
乍恐書付を以奉申上候(庄左衛門村預け慎み中につき、かわって新保村田畑手入れ仰付願) 東江部村名主文右衛門、同組頭理右衛門 矢嶋藤蔵様中野御役所 端裏書「文政七申正月八日差上候所御取用無之書付」	文政7申年正月	豎継紙・1通	943-25-7
(書付2通写、新保村高分庄左衛門請証文、庄左衛門所持地への足役不法につき賢慮願) 端裏書「文政六未十月差上候書附写式本」	(文政6)	豎継紙・1通	943-25-8
「文政六未年日延願并届書附等控」		1包	943-25-9
乍恐以書附御届奉申上候(江戸より帰宅するも、病気のため役所出頭猶予願) 東江部村百姓庄左衛門、名主文右衛門 矢嶋藤蔵様中野御役所 端裏書「未八月帰宅之節届書付控」	文政6未8月23日	豎紙・1通	943-25-9-1
乍恐以書付奉申上候(江戸より庄左衛門未着、文六先着、新保村宛て差紙につき伺い) 高井郡東江部村庄左衛門親類文六 矢嶋藤蔵様中野御役所 名主奥書あり、端裏書「七月晦日此書付上申候得共御取上無之御下ヶ被成候」	文政6未7月	豎継紙・1通	943-25-9-2
乍恐以書付奉申上候(差紙についての伺書受取、心得違の仰聞あり) 東江部村名主文右衛門、庄左衛門親類文六 矢嶋藤蔵様中野御役所 端裏書「未七月晦日中野御役所差上候控」	文政6未7月	豎紙・1通	943-25-9-3
乍恐以書付を御届奉申上候(庄左衛門板橋で不調のため江戸宿帰り、かわって文六が御用状を持参し帰国) 東江部村庄左衛門親類惣代文六 矢嶋藤蔵様中野御役所 名主奥書あり、端裏書「未七月廿六日中野御役所差上候書付控」	文政6未7月	豎紙・1通	943-25-9-4
乍恐以書付奉願上候(新保村小作一件で内済を図るので吟味猶予願) 新保村小作人惣代松十郎、与兵衛、ほか新保・東江部両村村役人、郷宿など8名 矢嶋藤蔵様中野御役所 端裏書「新保村日延願二月」	文政6未2月	豎紙・1通	943-25-9-5
乍恐書付を以奉願上候(先日差し上げた小作証文帳2冊を見合せのため下付願) 東江部村庄左衛門 矢嶋藤蔵様中野御役所 端裏書「未六月廿五日」	文政6未年6月	豎紙・1通	943-25-9-6
乍恐書付を以奉願上候(小作年貢未納者の帳簿提出、再度皆済指示願) 高井郡東江部村訴訟人庄左衛門 矢嶋藤蔵様中野御役所 名主奥書あり	文政6未年2月	豎継紙・1通	943-25-9-7
(庄左衛門差紙) 中野御役所 右村名主、組頭	(文政6)未年10月2日	切紙・1通	943-25-9-8
乍恐書付を以奉願上候(小作一件吟味中に手鎖村預けとなった、庄左衛門の月代判許可願) 東江部村百姓庄左衛門、同名主文右衛門 矢嶋藤蔵様中野御役所	文政6未年10月	豎切紙・1通	943-25-9-9
乍恐以書付奉願上候(内済画策のため吟味猶予願) 東江部村訴訟方庄左衛門、ほか1名、新保村相手方名主喜左衛門、ほか4名、外拾七人、安源寺扱人妻左衛門、ほか2名	文政6未10月	豎紙・1通	943-25-9-10
覚(宝暦5～文化3年の新保村小作関係書類目録、役所	文政6未2月	豎継紙・1通	943-25-10

に提出) 東江部村庄左衛門 矢嶋藤蔵様中野御役所 端裏書「八番 文政六未二月新保村小作一件諸書付差上 候ノ控」			
乍恐以書付御訴訟奉申上候(新保村小作人に小作年 貢不納仕訳帳の通り支払うよう仰せ付け願) 高 井郡東江部村百姓願人庄左衛門、端裏書「壹番 年貢差滞控」	文政6年未2月	豎継紙・1通	943-25-11
乍恐以書付御訴訟奉申上候(新保村小作人小作年貢 不納、引方をめぐり我意申し立てにつぎ) 東江部 村願人庄左衛門 矢嶋藤蔵様中野御役所 名主奥書あ り、端裏書「文政六未二月小作差戻出入願書」	文政6年未2月	豎継紙・1通	943-25-12
差上申済口証文之事(小作人不納金皆済し落着、下 書) 東江部村訴訟人地主庄左衛門、同村名主文六、新 保村相手小作人七右衛門、ほか43名(内2名抹消)、中野村 郷宿金兵衛、同元之丞代郷宿定兵衛 矢嶋藤蔵様中野御 役所 端裏書「三番 文政六年未二月廿五日小作御年貢 滞出入済口証文写」	文政6年未2月	豎継紙・1通	943-25-13
乍恐書付を以奉申上候(差戻小作地につき高反別を 双方立合の上で取り調べたいので新保村役人へ仰 願) 東江部村庄左衛門 矢嶋藤蔵様中野御役所 名主奥書あり、端裏書「四番 下書」	文政6年未3月	豎継紙・1通	943-25-14
乍恐以書附奉申上候(高反別相違するも新保村役人 間違いを認めず、田畑年々増減高反別免合巨細書 抜の提出を仰付願、下書) 東江部村百姓庄左衛門 矢嶋藤蔵様中野御役所 名主奥書あり	文政6年未4月	豎継紙・1通	943-25-15
差上申済口証文之事(小作手余地を当年は庄左衛門 が手作、来年以降は新保村小作人内で引請、下書) 端裏書「上 六番」	文政5(ママ)年未5月	豎継紙・1通	943-25-16
一札之事(高反別・免合入狂いは先役の者の心得違 い、免合足役については他村同様とすること、下 書) 端裏書「自分之取 六番」		豎紙・1通	943-25-17
差上申御請証文之事(小作手余地の件で高反別等の 取調難航、田畑手入延引につき手入仰付願) 高井 郡東江部村庄左衛門、名主文右衛門(名主名墨消) 矢嶋 藤蔵様中野御役所 名主奥書あり、端裏書「七番」	文政6年未6月	豎紙・1通	943-25-18
「文政三辰一件」		1包	943-26
乍恐以書附奉願上候(一村絵図面仕立て高反別帳・水 帳等と照合願、種代等諸入用は当暮上納後に渡す 旨仰付願、村入用帳の不正点検願) 高井郡東江部 村庄左衛門 古山善吉様中野御役所 名主奥書あり、端 裏書「文政三辰七月 御取用無之分」	文政3年辰7月	豎継紙・1通	943-26-1
乍恐以書附を奉願上候(地主・村役人立合のもと村と して小作引を決めるのが新保村村法であるのに、 庄左衛門らがこれに従わず非分の行い) 新保村 小作人并村中惣代喜左衛門、ほか4名 古山善吉様中野 御役所 名主奥書、役所裏書写あり、端裏書「文政三辰二 月新保村より奉差上候願書写」	文政3辰年2月	豎継紙・1通	943-26-2
差上申済口証文之事(卯年小作引の件は扱人預かり、 新保村困窮小作人へ庄左衛門より35両手当、不作 時の引方決め方) 新保村小作人并村惣代訴訟方喜左 衛門、ほか4名、東江部村地主相手方庄左衛門、ほか1名、 新保村名主弥左衛門、ほか3名、ほか扱人8名、郷宿2名 古山善吉様中野御役所 証文写差進の奥書あり、端裏書 「文政三辰八月済口証文写」	文政3辰年8月	豎継紙・1通	943-26-3
相渡申内済議定之事(上に同じ) 新保村小作人并村惣 代訴訟方喜左衛門、ほか4名、東江部村地主相手方庄左衛	文政3年辰7月	豎継紙・1通	943-26-4

門、ほか1名、新保村名主弥左衛門、ほか3名 中野村山岸魯庵殿			
乍恐以追訴を奉願上候(新保村中一同召し出し私非分か否かをお話し願、疑念があるので村入用帳を見届けたき願) 高井郡東江部村願人庄左衛門 古山善吉様中野御役所 名主奥書あり、端裏書「文政三辰五月追訴御取用工無之分」	文政3辰年5月	豎継紙・1通	943-26-5
「新保村高調延願一札本書、文政七申七月一件済口証文二高反別一筆限可取調議定二付相改候所、取調行届兼候二付延願一札村役人小作人共惣連印」帯封で一括		1包	943-27
一札之事(心得違いや小作料不納をしないので、田畑一筆限り改めの猶予願) 高井郡新保村名主幸左衛門、ほか村役人3名、小作人半兵衛、ほか69名 高井郡東江部村庄左衛門殿	文政8酉10月	豎継紙・1通	943-27-1
小作御年貢年延証文之事(申年小作金16両余3年賦) 高井郡新保村小作人豊作、ほか17名 東江部村庄左衛門殿 新保村役人・長百姓奥書あり、端裏貼紙「文政七酉年新保村小作人拾八人小作田畑一件中荒し置手入時節後二相成候二付小作年貢調兼酉より亥迄三ヶ年二相願候書附写、本紙亥年済候二付返す」	文政8年酉2月	豎継紙・1通	943-27-2
小作御年貢年延証文之事(未・申兩年小作金1両1分余3年賦) 高井郡新保村小作人利右衛門、松十郎 東江部村庄左衛門殿 943-27-2に挟込、新保村役人・長百姓奥書あり	文政8酉年2月	豎継紙・1通	943-27-3
差出申一札之事(約束の高反別取調が済んでいないが、破免検見内見帳に印形願) 新保村名主惣左衛門、同幸左衛門 東江部村庄左衛門殿 端裏貼紙「文政八酉八月御検見奉願、内見帳江印形相頼、高調日延一札、此本書八返入、写也、名主幸左衛門殿直筆之写也」	文政8酉年8月26日	豎紙・1通	943-27-4
「一札 新保村分持地文六分我等方江過高二付皆済勘定勘弁願書附、并新保村分之書附共、我等方より遣し候書附写共」		1包	943-28
一札之事(文六への分地分年貢を間違って庄左衛門に請求、いつでも勘定仕直しに心じる) 新保村名主利右衛門、同弥左衛門 東江部村庄左衛門殿 端裏下貼紙「文六分過高勘弁願 新保村三役人」	文政12年丑10月	豎紙・1通	943-28-1
一札之事(年貢過納の件で文六・新保村役人より頼みにつき勘弁) 東江部村庄左衛門 新保村御名主利右衛門殿、同弥左衛門殿 端裏書「新保村江遣し候写」	文政12年丑10月	豎紙・1通	943-28-2
(文政11年文六・秀蔵より庄左衛門宛ての入狂い過納分勘弁願、および同12年の不行届詫びの一札写) 端裏下貼紙「天保六未十二月廿一日右本書共吳遣申候」		豎継紙・1通	943-28-3
差上申済口証文之事(卯年小作引の件は扱人預かり、新保村困窮小作人へ庄左衛門より35両手当、不作時の引方決め方) 新保村小作人并村惣代訴訟方喜左衛門、ほか4名、東江部村地主相手方庄左衛門、ほか1名、ほか新保村役人4名、扱人8名、郷宿2名 古山善吉様御役所 扱人奥書あり(役所提出済口証文を双方へ差進)	文政3辰年8月	豎継紙・1通	943-29
覚(内済時に手当として金35両受取) 新保村小作人并惣代喜左衛門、ほか4名、同村名主弥左衛門、同長左衛門 東江部村庄左衛門殿 943-29の中に畳込	文政3辰年8月	豎継紙・1通	943-29-1
差出シ申一札之事(小作相論内済の上は地所大切に扱う旨)		豎紙・1通	943-30
手段書(新保村小作方につき取り決め)		豎紙・1通(4枚)	943-31

(文政5年庄左衛門願書、同年7月内議定書・済口証文袋入り一括)		1袋	943-32
差上申済口証文之事(新保村小作相論一件) 当御代官所信州高井郡東江部村訴訟人百姓庄左衛門、差添人組頭理右衛門、同州同郡新保村小作人拾八人惣代相手百姓豊作、ほか2名、差添人百姓代五郎右衛門、神田松永町扱人紀伊国屋利八、小石川春日町同大黒屋長右衛門代正蔵矢嶋藤蔵様御役所	文政7申年7月	豎継紙・1通	943-32-1
乍恐以書付奉願上候(地所取調以前の田畑作付は新保村で行うよう仰せ付け願) 当御代官所信州高井郡東江部村百姓庄左衛門 矢嶋藤蔵様御役所 端裏書「文政七申年五月差上候書附控」、差出印に墨消	文政7申年5月	豎継紙・1通	943-32-2
内議定之事(当年に限り作付は庄左衛門が引き受けるが今後は前々通り行うこと、新保村役人は庄左衛門分免増取立の非を認め改めること) 東江部村百姓庄左衛門、新保村小作人豊作外拾七人惣代豊作、民右衛門、名主喜左衛門	文政7申年7月	豎継紙・1通	943-32-3
「御割附御目録写」 括紐で一括、包紙は小作相論訴状下書を転用		1包	943-33
未御年貢皆済目録(新保村) 矢藤蔵 右村名主・組頭・惣百姓 端裏書「文政六未年御年貢皆済目録写」	文政7申年2月	豎継紙・1通	943-33-1
巳御年貢皆済目録(新保村) 古善吉 右村名主・組頭・惣百姓 端裏書「文政四巳年御年貢皆済目録写」	文政5午年2月	豎継紙・1通	943-33-2
未御年貢可納割附之事(新保村) 矢藤蔵 右村名主・組頭・惣百姓 端裏書「文政六未年御割附写」	文政6未年10月	豎継紙・1通	943-33-3
巳御年貢可納割附之事(新保村) 古山善吉印 右村名主・組頭・惣百姓 端裏書「文政四巳年御割附写」	文政4巳年10月	豎継紙・1通	943-33-4
「新保村代役書附并屋敷地高記書附」 括紐で一括		1包	943-34
覚(屋敷畑を分地に渡すので跡立を立て、我等持地代役を往古の通り勤むべきこと) 東江部村庄左衛門新保村おとらとの、清八殿、儀左衛門殿	寛政8年辰2月	豎紙・1通	943-34-1
一札之事(太右衛門跡立を立て、往古の通り代役勤めにつき) 新保村太右衛門娘とら、太右衛門本家清八、親類儀左衛門 庄左衛門殿	寛政8年辰2月	豎紙・1通	943-34-2
一札之事(代役料として預かってきた畑地を高分けしてもらい、以後代役出精する旨) 新保村清八、加判長蔵 庄左衛門殿	寛政9年巳2月	豎紙・1通	943-34-3
一札之事(酒造蔵として定小作してきた屋敷地を高分けしてもらい、以後年貢諸役は当方で負担する旨) 新保村善左衛門、親類與兵衛、名主幸左衛門 東江部村庄左衛門 端裏下貼紙「屋敷所分地請書 新保善左衛門」	文政9年戌8月	豎紙・1通	943-34-4
覚(代役の屋敷所として畑地を渡すので、出精すべし) 東江部村庄左衛門 新保村清八殿 端裏書「清八江渡候控」	寛政9年巳2月	豎紙・1通	943-34-5
一札之事(酒造蔵として定小作の屋敷地を高分けするので、以後年貢諸役は貴殿が支払うべき旨) 東江部村庄左衛門 新保村善左衛門殿 端裏書「新保村善左衛門江分地致遣候書附控」	文政9年戌8月	豎紙・1通	943-34-6
一札之事(太右衛門死後扶持料として小作入三俵分下され礼、当年からは二俵分小作初納める、一俵分は後家在命中に限り扶持として給与) 新保村太右	明和4年亥2月	豎紙・1通	943-34-7

衛門後家、請人佐野右衛門 庄左衛門殿、文次郎殿 端裏下「小作手形 新保村太右衛門後家」			
差出申一札之事(新保村内庄左衛門所持地の足役を相違なく勤めてきた旨、足役給は年に朶30俵余) 高井郡新保村代役勤人清八、同長蔵、同善四郎代善左衛門 東江部村庄左衛門殿	文政6末2月	豎紙・1通	943-34-8
御請申代役相定証文之事(太郎右衛門倅奉公中は市之丞が代役を勤務、小作取立から地境改まで間違はなく行つ、給分は高1石につき朶1斗) 新保村代役人市之丞、同幸之助、同佐野右衛門 東江部村庄左衛門殿、文二郎殿 端裏下「新保村代役請証文 三人」	宝暦8年寅ノ2月	豎紙・1通	943-34-9
小作証文之事(取り上げられた畑の再小作につき) 新保村小作人忠右衛門、請人庄五郎 東江部村庄左衛門殿 端裏下「新保忠右衛門小作手形」	明和2年酉2月	豎紙・1通	943-34-10
覚(太郎右衛門へ屋敷所高渡しにつき御高分け願) 東江部村庄左衛門 新保村御名主弥左衛門様	辰2月15日	横切紙・1通	943-34-11
一札(貴殿当村持地の役男、当年は名主請込、来年は指越願) 新保村六兵衛、藤兵衛、久兵衛 東江部村文六殿 端裏下「新保役義手形」	宝永3年戌ノ3月	切紙・1通	943-34-12
一札之事(善四郎死後、跡式が定まるまでは松五郎が代役) 高井郡新保村願人善四郎後家、当年勤人松五郎、ほか親類世話人・立会人3名 庄左衛門殿 端裏書「新保村代役仮役請書」	文政3年辰3月	豎継紙・1通	943-34-13
代役御請証文之事 新保村代役人善四郎、同村請合人と兵衛 庄左衛門殿 端裏書「新保村代役請書」	享和2戌年4月	豎紙・1通	943-34-14
「新保村代役書付弥左衛門殿分」 包紙は別用のものを転用		1包	943-34-15
代役定書付之事(貴殿当村持高の三分一につき代役勤務) 新保村代役引請人弥左衛門 東江部村庄左衛門殿	寛政8年辰3月	豎切紙・1通	943-34-15-1
覚(代役屋敷所高渡しにつき御高分け願) 東江部村庄左衛門印 新保村御名主弥左衛門様	寛政9巳6月	切継紙・1通	943-34-15-2
「新保村清八代役屋敷渡一件」(中味なし) 帯封とも	寛政9巳2月	1包	943-34-16
乍恐以返答書奉申上候(新保村地所小作年貢引方をめぐり小作人・村中惣代訴訟につき返答) 高井郡東江部村百姓庄左衛門 古山善吉様中野御役所 名主・組頭奥書あり	文政3年辰3月	豎継紙・1通	943-35
田畑小作仕候二付一札之事 新保村小作人喜右衛門、ほか45名 庄左衛門殿、文二郎殿 人名に付札11枚	宝暦12年午ノ2月	豎継紙・1通	943-36
「本書三通 東江部村庄左衛門」(小作料、小作地年貢諸役関係) 包紙の折込部分「宝暦明和年中新保村小作連印書附并代役外御免合相違書附本書」		1包	943-37
差上申一札之事(庄左衛門が東江部村小作地全体の悪作引・買次値段を決めることに理右衛門らが反対するが、今迄通りと仰せ付けられ、請書) 東江部村百姓惣代市左衛門、ほか4名、相手利右衛門、百姓代文右衛門、文兵衛 河尻甚五郎様御役所 庄左衛門、名主、組頭の奥書あり、端裏書「箇附正月十五日入、廿日御召出御吟味、二月七日被仰付相済」	寛政5丑2月7日	豎継紙・1通	943-37-1
一札之事(小前難渋につき小作不納金用捨の礼、今後は皆済) 新保村小作人惣代和助、彦市、善左衛門、代役人惣代清八 庄左衛門殿	寛政7年卯正月	豎紙・1通	943-37-2

一札之事(貴殿持地上納勘定につき、当年より皆済目録を渡す) 新保村名主弥左衛門、立合理八、組頭三右衛門 江部村庄左衛門殿、文二郎殿	明和4年亥12月	縦紙・1通	943-37-3
覚(貴殿持地役人のことで以後は新法を申しかけず) 名主弥左衛門、組頭太郎兵衛、ほか13名 庄左衛門殿 端裏下「新保村役人并小作方二付連印」	宝暦5年亥極月	縦継紙・1通	943-37-4

吉田村小作相論

「済口届ケ書控、良右衛門返答書写、右再返答書写控入」	宝暦12年	1包	942
乍恐書付ヲ以奉願上候(良右衛門借金返済につき文次郎願の通りお慈悲お吟味願) 下部欠損	宝暦12年午ノ3月24日	横切紙・1通	942-1
乍恐書付ヲ以奉願上候(吉田村滞人六右衛門相済、文二郎受取) 文二郎、里右衛門、喜左衛門 継目剥離	2月17日暮6ツ時	堅切継紙・1通	942-2
乍恐書付ヲ以御届ケ奉申上候(新井村小作人9名年貢滞人相済、文次郎受取、吟味下願) 高井郡東江部村文治郎(印)、同村名主理右衛門、新井村名主重右衛門 大野佐左衛門様中野御役所 継目剥離、端裏書「新井村済口届ケ書連印ヲ以指上申候」	宝暦12年午2月16日	堅切継紙・1通	942-3
乍恐書付ヲ以奉願上候(吉田村小作年貢滞人忠右衛門 倅良右衛門滞金相済、文治郎受取、下書)		縦紙・1通	942-4
乍恐書付ヲ以御届ケ奉申上候(吉田村小作年貢滞人良右衛門の地方にて済まし願を拒否、金子支払仰付願) 高井郡東江部村願人文治郎(印)、同郡同村名主理右衛門(印) 大野佐左衛門様中野御役所 端裏書「文言入」	宝暦12年午ノ3月18日	縦紙・1通	942-5
乍恐書付ヲ以御届ケ奉申上候(吉田村小作年貢滞人良右衛門の地方にて済まし願を拒否、金子支払仰付願、控) 端裏書「請書控」		縦紙・1通	942-6
乍恐書付ヲ以御届ケ奉申上候(吉田村小作年貢滞人良右衛門の地方にて済まし願を拒否、金子支払仰付願) 高井郡東江部村願人文治郎、名主理右衛門 大野佐左衛門様中野御役所	宝暦12年午3月18日	縦紙・1通	942-7
乍恐書付ヲ以御届ケ奉申上候(吉田村小作年貢滞人の内15人済、文二郎受取につき吟味下願) 高井郡東江部村文治郎 大野佐左衛門様中野御役所 名主理右衛門 奥印あり、端裏書「二月十七日九ツ時差上申候、吉田村済候者」、942-8と9は畳込一括、継目剥離	宝暦12年午2月16日	縦継紙・1通	942-8
乍恐書付ヲ以奉願上候(吉田村小作年貢滞人の内15人済、文治郎受取につき吟味下願) 高井郡東江部村文治郎、同村名主理右衛門、同郡吉田村名主善左衛門、同村名主喜左衛門 大野佐左衛門様中野御役所 継目剥離	宝暦12年午2月17日	縦継紙・1通	942-9
乍恐書付を以奉願上候(吉田村小作年貢滞人良右衛門相済、願人文治郎受取につき吟味下願) 高井郡東江部村文治郎(印)、同村名主利右衛門(印)、同郡吉田村名主喜左衛門(印) 大野佐左衛門様中野御役所	宝暦12年午之3月23日	縦紙・1通	942-10
乍恐書付ヲ以御訴訟奉申上候(小作年貢滞人吉田村良右衛門金子済まず手鎖郷宿預けのところ、相済につき赦免願) 高井郡東江部村願人文二郎、名主理右衛門 中野御役所	宝暦12年午3月24日	縦紙・1通	942-11
(包紙) 中味なし、(包紙)「吉田村年貢滞連判証文入 忠右衛門滞 残人数相済申候」		包紙・1枚	942-12
乍恐書付ヲ以奉願上候(吉田村内耕地新井村へ小作のところ年貢初不納につき吟味願、中野御役所の付紙	宝暦12年午正月26日	縦継紙・1通	942-13

あり) 高井郡東江部村願人庄左衛門倅文治郎 大野佐左衛門様中野御役所 端裏書「小作滞出入 訴状写控 新井村分」、東江部村名主理右衛門奥印あり、継目剥離			
乍恐返答書ヲ以御訴訟申上候(小作料滞納につき田地をもつて勘定願) 高井郡吉田村訴訟人良右衛門印 大野佐左衛門様中野御役所 吉田村名主喜左衛門奥印あり、端裏書に役所差出などの情報あり	宝暦12年午2月	縦継紙・1通	942-14
乍恐書付を以奉申上候(良右衛門の田地にて済まし願は押付勘定の企み、金子支払仰付願) 高井郡東江部村願人文治郎、同村名主理右衛門 大野佐左衛門様中野御役所 端裏書に差上などの情報あり	宝暦12年午2月	縦紙・1通	942-15
乍恐書付ヲ以奉願上候(吉田村小作年貢滞り大勢徒党いたし我俵につき小作証文帳写添え吟味願、中野御役所の付紙あり) 高井郡東江部村願人庄左衛門倅文治郎 大野佐左衛門様中野御役所 名主理右衛門奥書あり、端裏書「小作出入訴状写控 吉田村分」	宝暦12年午正月26日	縦継紙・1通	942-16
乍恐書付ヲ以奉願上候(吉田村小作年貢滞人忠右衛門済まず吟味願) 高井郡東江部村願人文治郎、同郡同村名主理右衛門 大野佐左衛門様中野御役所 端裏書に情報あり	宝暦12年午2月17日	縦継紙・1通	942-17

その他

御詫書(貴殿所有地植付の桑木伐取、収穫損害金1円20銭を償い勘弁願) 下高井郡延徳郷大字新保本人黒崎藤太(印) 同郡平野郷山田荘左衛門殿	明治35年4月10日	縦罫紙・1通	619-1
証(金1円20銭桑木伐取損害金として領収) 新保区改メ小作人被害者郷道長太郎(印) 山田本宅代人山田寿作殿	明治35年4月12日	縦切罫紙・1通	619-2
乍恐以書付奉願上候(廻米御免、石代金納継続願) 郡中村々惣代高井郡中野村名主広右衛門、安源寺村同要左衛門、夜間瀬村之内横倉組同佐右衛門、井之上村同幸右衛門、上木嶋村之内西町同庄助、山根村同作左衛門、水内郡赤沼村同仁左衛門、西条村次太夫、上野新田村彦右衛門 井上十左衛門様中野御役所	天保4巳年7月	縦切継紙・1通	1079

小作人合力

(書状、七右衛門夫食難儀につき初子2俵借用願) 新保村黒崎弥左衛門 東江部村山田庄左衛門様、用事	7月4日	横切継紙・1通	466-506
(書状、当村百姓の夫食2俵借用願、小作料不納は許さないの) 新保村黒崎弥左衛門 東江部村山田庄左衛門様	4月朔日	横切継紙・1通	582
初借之証(3俵2斗小作初借用) 下高井郡平野村借主竹内清作(印) 山田理右衛門殿	明治31年11月15日	切紙・1通	705-34
(小作人合力関係書類一括)		こより紐一括・1束	956
当村方小作人手当帳	天保10年亥7月7日	横半半折・1冊	956-1
小作人并外合力金割賦帳 新保村名主幸左衛門(印) 956-3~7を挟込	文政9年戌7月	横長半・1冊	956-2
一札之事(陣屋より金3両拝借いたし御救忝く仕合のこと) 東江部村名主文右衛門(印)、小前惣代惣吉(印) 庄左衛門殿	文政9年戌7月	縦切紙・1通	956-3

一札之事(拝借金5両忝く、銘々へ割渡しのこと) 新保村名主幸左衛門(印)ほか5名 東江部村庄左衛門殿	文政9年丙戌7月	豎切紙・1通	956-4
覚(水損につき合力3両拝借受取) 押切村小作人惣代利惣次(印)、同新之丞(印)、同老蔵(印) 東江部村庄左衛門殿	文政9戌年7月	豎切紙・1通	956-5
覚(悪作につき金2両受取、銘々へ割渡しのこと) 西江部村名主五左衛門(印) 東江部村庄左衛門殿	文政9戌年7月	豎切紙・1通	956-6
覚(金3両配布人数24名書上)	(文政9)戌7月11日	横切紙・1通	956-7

年貢諸役負担

亥御年貢皆済目録(高59石余分、永13貫213文) 片塩村名主藤右衛門(印) 東江部村庄左衛門殿	明和5年子12月	横切紙・1通	466-125
覚(金6両2分余、亥年貢請取小切手、印形持参の指示) 清左衛門 庄左衛門殿	子極月	切紙・1通	466-126
(子12月御年貢金2両余請求書) 安源寺村名主 東江部村庄左衛門殿	12月5日	切紙・1通	466-127
(押切下畑2斗7升7合ほか書上)		小切紙・1通	466-128
(書状、新保村上納金受取方につき) 自中野、平右衛門江部村文治郎様 貼付紙2枚(庄左衛門金額書付)あり、封印「信州中野芝屋」	11月15日	切紙・1通	466-129
(書状、新保村上納金受取方につき) 芝や平右衛門 文治郎様	11月15日	横切紙・1通	466-130
覚(御金11両1分余書上) 新保村名主弥左衛門 東江部村庄左衛門殿	子10月	切紙・1通	466-131
子御年貢金請取通(10・11月2口分) 西間村名主久右衛門 東江部村庄左衛門殿		横切紙・1通	466-132
子御年貢金請取通(金4両3分清七納) 岩船村定右衛門(印) 東江部村庄左衛門殿	子11月	切紙・1通	466-133
覚(金2両3分余受取) 安源寺村六左衛門(印) 東江部村庄左衛門殿	子11月14日	切紙・1通	466-134
覚(二納金永3貫余受取) 吉田村名主(印) 東江部村庄左衛門殿	子11月14日	切紙・1通	466-135
寅ノ御年貢金2月割(新永430文余請求) 新保村名主助右衛門 江部村庄左衛門殿	卯ノ2月10日	切紙・1通	466-195
寅御年貢金御割付覚(銭819文) 小兵衛、夫三郎兵衛 庄左衛門殿	2月15日	切紙・1通	466-196
来儿十六日上納金覚(金1分余請求) 吉田村善右衛門 東江部村文六殿	卯3月2日	切紙・1通	466-197
[]之御年貢金之内二月上納割 七郎右衛門 庄左衛門様 奥に証文書替につき小手形見出願書あり	卯ノ2月15日	横切紙・1通	466-198
覚(新金2分受取) 岩舟村角兵衛(印) 東江部村庄左衛門殿	卯3月14日	切紙・1通	466-199
覚(金納年貢勘定書) 文右衛門(印) 利兵衛殿	卯3月	折紙(帳崩れ力)・1枚	466-200
(寅年貢金請求書) 名主七郎[] 庄左衛門殿	卯3月15日	切紙・1通	466-201

地主/年貢諸役負担

寅之御年貢二方之内御割付 西江部村小兵衛 庄左衛門殿	(卯)3月15日	切紙・1通	466-202
請取申御年貢金之事(金1分永132文) 吉田村名主善右衛門(印) 入作東江部村庄左衛門殿	享保8年卯3月16日	切紙・1通	466-203
覚(新金5両受取) 庄兵衛 庄左衛門様	3月朔日	切紙・1通	466-204
(五年貢金三分二書上、庄左衛門吉田村入作分)		竪切紙・1通	466-205
覚(寅三分二年貢金2分受取) 岩舟村角兵衛(印) 東江部村庄左衛門殿	卯4月15日	切紙・1通	466-206
(新野夫錢・中嶋夫錢・節句礼錢の請求書) 西七郎右衛門 東庄左衛門殿	卯ノ4月19日	切紙・1通	466-207
来ル十六日上納(年貢・夫錢の請求書) 吉田村善右衛門 東江部村庄左衛門殿 (端裏)「東江部村文六殿」	卯5月14日	切紙・1通	466-208
覚(庄左衛門ほか4口分年貢金受取) 文右衛門(印) 利兵衛殿	卯5月14日	帳崩れ・1枚	466-209
寅ノ御年貢金之内五月割(計3分余請求書) 西七郎右衛門 東庄左衛門様	卯ノ5月14日	切紙・1通	466-210
寅御年貢金御割付之内(金1分) 西江部村小兵衛、夫三郎兵衛 東庄左衛門殿	15日	切紙・1通	466-211
寅之御年貢金五月割(残永1貫75文余請求書) 新保村名主助右衛門 江部庄左衛門殿	卯ノ5月12日	切紙・1通	466-212
(寅年貢金請求書) 甚五右衛門 文六殿 剥離不可	5月15日	切紙・3通	466-213
(夫錢・国役金などと小作料の差引勘定書) 安源寺村藤右衛門 庄左衛門様、里兵衛様 断簡、全面抹消	未12月22日	切紙・1通	466-227
(去年年貢金の一部請求書) 吉田村善右衛門 東江部村庄左衛門殿 前欠	(享保12力)閏正月22日	切紙・1通	466-228
(午年貢金残額請求書、利兵衛分)		小切紙・1通	466-229
(金子請求書) 新保村名主儀右衛門 前欠	午ノ12月14日	切紙・1通	466-230
(書状、夫錢割付錢持参願) 文七 []利兵衛様	7月13日	切紙・1通	466-233
覚(当月夫錢871文請求) 押切村名主清兵衛 江部村庄左衛門殿	巳7月	切紙・1通	466-234
覚(夫錢1貫18文受取) 岩舟村角兵衛 東江部村庄左衛門殿	巳7月10日	切紙・1通	466-235
覚(夫錢473文利兵衛へ渡願) 与右衛門	巳ノ7月4日	切紙・1通	466-236
覚(預り金約束の通り上納の節、貴殿分相済) 新保村名主与右衛門(印) 利兵衛殿	巳5月	切紙・1通	466-237
(年貢永・人別書上)		帳崩れ・1枚	466-239
口上(上納金2分請求、代錢納では迷惑だが是非もなし) 丸山藤右衛門 山田庄左衛門様	4月23日	切紙・1通	466-240
(人別・納永額書上)		帳崩れ・1通	466-241
(金子勘定書、午ノ立金・巳ノ過等)		小切紙・2通	466-242
(午年貢金・人別書上)		帳崩れ・2通	466-243
(公儀金・夫錢受取証文) 新保村名主六兵衛(印) 東江部	午12月15日	切紙・1通	466-244

村庄左衛門殿			
(利兵衛[]役代書付、書損の詫び) 利兵衛様 前欠	12月22日	切紙・1通	466-245
覚(午小作初代、年貢・諸役差引勘定書) 大俣村勘右衛門(印) 江部利兵衛殿	午ノ12月24日	帳崩れ・1通	466-246
覚(新金3分受取) 岩舟村角兵衛(印) 東江部村庄左衛門殿	寅10月26日	切紙・1通	466-259
(寅年新金三口4両余書上)		切紙・1通	466-260
覚(立金過納分と夫錢差引勘定、残金773文受取願) 新保村儀右衛門(印) 江部村庄左衛門殿	寅ノ11月	切紙・1通	466-261
覚(船頭山手あるき錢ほか280文書上) 吉田村善右衛門 江部文六殿	霜月20日	切紙・1通	466-262
覚(寅三分一新金3分受取) 岩舟村角兵衛(印) 東江部村庄左衛門殿	寅11月23日	切紙・1通	466-263
覚(年貢金納願、金子無心願) 吉田村善右衛門 東江部村文六様	11月23日	帳崩れ・1通	466-264
寅ノ御年貢三分一割付(新金1分余請求) 新保村名主助右衛門 江部村文六殿	寅ノ11月	切紙・1通	466-265
寅御年貢割付覚(金2分余) 小兵衛 庄左衛門殿 寅11月25日付利兵衛宛文右衛門の寅年貢金4口覚とも。	11月25日	切紙・2通	466-266
請取申当御年貢金之事(金3分) 吉田村名主善右衛門(印) 東江部村文六殿	享保7年寅11月26日	切紙・1通	466-267
(書状、寅年貢金の内11月26日上納割1両2朱お渡し願) 小林七郎右衛門 山田庄左衛門様	[]月25日	横切紙・1通	466-268
(寅年貢金の内2分請求書) 名主七郎右衛門 庄左衛門殿	寅12月9日	切紙・1通	466-270
辰三分一(利兵衛分3両3分余請求書) (与右衛門力)		切紙・1通	466-272
当三分巻割覚(2分余請求書) 江部村名主治郎左衛門 東江部庄左衛門様	辰10月4日	切紙・1通	466-273
夫金覚(惣郡割・小夫錢・松崎普請人足代割差引、不足金441文請求) 吉田村より 東江部村庄左衛門殿	辰ノ8月	切紙・1通	466-274
覚(夫錢・年貢未進分ノ567文請求) 江部名主治郎左衛門 東江部村庄左衛門殿	辰ノ8月3日	切紙・1通	466-275
卯御年貢金請取通(ノ2両1分余皆済) 茂右衛門(印) 文六殿	辰7月12日	帳崩れ・1枚	466-276
(金1分余請求書) おし切五郎右衛門 江部村文六殿	閏4月17日	小切紙・1通	466-277
(夫錢1貫878文請求書) 押切 東江部文六殿		切紙・1通	466-278
覚(免状夫錢・風祭・虫送費用等ノ262文書上) 吉田村名主善右衛門 江部村文六殿	辰7月日	切紙・1通	466-279
覚(夫錢1貫302文請求書) 岩舟村角兵衛 東江部村庄左衛門殿	辰ノ7月10日	切紙・1通	466-280
請取申御年貢金之事(金2分余) 吉田村名主善右衛門(印) 東江部村庄左衛門殿	享保9年辰之4月19日	切紙・1通	466-281
(永664文、与右衛門請取)	閏4月19日	小切紙・1通	466-282
卯ノ御年貢割付之覚(錢807文) 庄左衛門様	閏4月17日	切紙・1通	466-283

覚(卯三分二金三分受取) 岩舟村角兵衛(印) 東江部村庄 左衛門殿	閏4月15日	切紙・1通	466-285
(正月からの夫銭利兵衛分769文書上) 与左衛門	辰ノ閏4月日	切紙・1通	466-286
覚(卯年貢金の内400文請求) 吉田村より 東江部村庄 左衛門殿	辰ノ4月20日	切紙・1通	466-287
卯ノ御年貢金二分納(永170文受取) おし切五郎右衛門 (印) 東江部文六殿	4月20日	切紙・1通	466-288
卯ノ四月廿一日納之覚(481文4分与左衛門受取)		小切紙・1通	466-289
覚(卯三分一金1両受取) 岩舟村角兵衛(印) 東江部村庄 左衛門殿	辰4月14日	切紙・1通	466-290
覚(銭722文請求) 西江部村名主治郎左衛門 東庄左衛門 殿	4月13日	切紙・1通	466-291
亥子丑寅四年分過未御皆済分ケ覚(差引83文請求) 小 兵衛 東庄左衛門殿		横切紙・1通	466-292
覚(米代・釘代・絹切代等差引勘定書) 利右衛門	子ノ12月29日	折紙・1通	466-293
[亥]之御年貢皆済(ノ832文受取) 甚右衛門(印) 小太 郎殿	享保17年子ノ3月26日	切紙・1通	466-294
[亥]之御年貢皆済事 肝煎与五右衛門(印) 利兵衛殿	享保17年子12月	横切紙・1通	466-295
覚(小役・山手・矢代御用大豆ノ235文受取) 与五右衛門 (印) 新右衛門殿	丑正月28日	切紙・1通	466-296
覚(諸白・新酒・米代と夫銭・年貢差引勘定書、勘定目録 に相違なし) 与五右衛門(印) 新右衛門殿	子12月	横切紙・1通	466-297
覚(借金・夫銭差引勘定、払過金受取願) 西江部村清左 衛門 文六殿	午12月25日	横切紙・1通	466-334
請取申金子事(午年貢金1両) 片塩村清右衛門(印) 東 江部村文六殿	正徳4年午ノ11月13日	切紙・1通	466-335
(岩舟文七殿御割夫銭220文書付)		小切紙・1通	466-336
覚(初高・夫銭ほか書上) 後欠		横切紙・1通	466-339
覚(舟賃・山手・触賃・小札銭ほか代金書上)		切紙・1通	466-340
(夫銭請求書ほか一括) 綴紐なし、開披不能		1綴	466-343
(書状、上納金納付の礼、甚五右衛門居屋敷内けやき7本 御入用ならば売りたいこと) 中山兵左衛門 山田庄 左衛門様、貴下	10月15日	横切紙・1通	466-355
(江部村庄左衛門分夫銭役初代書上)		小切紙・1通	466-375
戌御年貢皆済目録 清水村名主九郎兵衛(印) 江部庄左 衛門殿	明和4年亥11月	横切紙・1通	466-376
覚(目録勘定違い精算、永2文9分5厘不納) 新保名主弥 左衛門 東江部村庄左衛門殿	亥極月	切紙・1通	466-377
覚(亥の山年貢諸色銭73文受取) 大熊村名主 江部村庄 左衛門殿	子正月18日	切紙・1通	466-378
(江部庄左衛門分金額書上)		小切紙・2通	466-379
戌御年貢皆済(不足受取勘定相済) 押切村名主(印、「高 井郡高津押切村) 東江部村庄左衛門殿	い12月25日	横切紙・1通	466-380

(足役初・伊勢国役夫錢ほか金額書上)		切紙・1通	466-381
(書状、上納金一部猶予願、新保村次郎右衛門屋敷の請戻し方につき内意) 中山兵左衛門 山田文次郎様	3月14日	折紙・1通	466-382
覚(割夫錢2貫481文受取) 岩舟村名主(印) 東江部村庄左衛門殿	子8月17日	切紙・1通	466-383
覚(夫錢ほか代金受取) 安源寺村名主六左衛門(印) 東江部村庄左衛門殿	子3月14日	切紙・1通	466-386
覚(水門普請入用割合錢953文請求) 安源寺村名主 東江部村庄左衛門殿	子4月	切紙・1通	466-387
戌御年貢皆済 安源寺村名主六左衛門(印) 東江部村庄左衛門殿	亥12月	横切紙・1通	466-388
亥御年貢金納通 西間村名主久右衛門(印) 東江部村庄左衛門殿		横切紙・1通	466-391
覚(年貢金受取、去割金残金永2貫余) 吉田村名主与治右衛門(印) 東江部村庄左衛門殿	明和5年子3月	切紙・1通	466-392
覚(去亥年貢金三月納分受取、寿永分とも) 理右衛門(印) 庄左衛門殿	子3月13日	切紙・1通	466-393
覚(亥年貢皆済金永2貫余受取) 岩舟村名主定右衛門(印) 東江部村庄左衛門殿	子3月14日	切紙・1通	466-394
覚(夫錢ほか金5兩3分余書上) 新保村名主弥左衛門 東江部村庄左衛門殿	子3月	切紙・1通	466-395
覚(年貢金5兩3分余請求) 西江部村清左衛門 東江部村庄左衛門殿	子3月	切紙・1通	466-396
三月納御年貢(金2兩余請求) 安源寺村名主 庄左衛門殿		切紙・1通	466-397
(夫錢ほか4兩1分余書上)		切紙・1通	466-398
辰御年貢三分壹極月納後割(利兵衛ほか3人分永2貫107文受取) 文右衛門(印) 利兵衛殿	辰12月6日	横切紙・1通	466-399
辰御年貢受取覚(金4兩) 片塩村清右衛門(印) 東江部村庄左衛門殿	享保9辰12月10日	切紙・1通	466-400
庄左衛門殿分之覚(国役・夫錢ほか1貫145文余請求) 新保村与右衛門 庄左衛門殿 貼付文書1通あり	極月8日	横切紙・1通	466-401
覚(利兵衛残金2分余請求) 与右衛門	12月7日	切紙・1通	466-402
覚(神酒・虫送代ほか4236文書上) 名主善右衛門 西江部村文六殿		切紙・1通	466-403
辰御年貢三分1之内(利兵衛ほか3人分4兩1分余受取) 文右衛門(印) 利兵衛殿 貼付文書(年貢金3分書上)1通あり	辰11月22日	横切紙・1通	466-404
覚(上方御普請入用錢219文請求) 次郎左衛門 庄左衛門様	辰11月22日	切紙・1通	466-405
辰ノ取替覚帳 大又村奥右衛門 江部村利右衛門殿 貼付文書1通あり	辰ノ霜月22日	折紙・1通	466-406
覚(風祭・雨乞ほか入用書上) 善三郎 文六様	午ノ7月25日	切紙・1通	466-407
覚(年貢・夫錢ほか金額書上) 吉田村重兵衛 江部文六殿	午ノ6月7日	切紙・1通	466-408

(書状、御払金1両1分余請求) 更科村より中山善助 山田文六様	6月7日	横切紙・1通	466-409
覚(年貢金・夫錢ノ4両2分余請求) 新保村六兵衛 江部村文六殿	午ノ6月6日	切紙・1通	466-410
覚(口米・夫錢ほかノ1両1分余、辰勘定過差引残金請求) 吉田村甚左衛門 江部文六殿	6月4日	切紙・1通	466-411
覚(御林年貢請求) 宇木村名主九郎兵衛 江部村文六殿	6月4日	切紙・1通	466-443
今度懸り金(江部分・御手前分ノ2分余請求) 与右衛門善助様		切紙・1通	466-444
去巳ノ納ふそく御口米代金(2分余請求) 新保村六兵衛 東江部村文六殿	2月13日	切紙・1通	466-445
覚(夫錢、引物、新酒ほか書上)		帳崩れ・1通	466-446
覚(夫錢・国役・役代ほか金額書上)		横切紙・1通	466-480
覚(夫錢諸役415文不足につき請求) 吉田村善右衛門 東江部村庄左衛門殿	12月27日	横切紙・1通	466-481
覚(夫錢受取、初受取) 文右衛門(印) 庄左衛門殿	極月27日	切紙・1通	466-482
覚(夫錢・諸役代金過納につき目録遣しのこと) 吉田村名主 東江部村庄左衛門殿	12月23日	切紙・1通	466-483
[]割之覚(夫錢・役代請求) 江部村治郎左衛門 東江部村庄左衛門殿	辰之極月12日	切紙・1通	466-484
[]錢役代共二(代金請求) 喜右衛門 利兵衛殿	極月15日	切紙・1通	466-485
(上納金請求書) 吉田村名主、夫權六 東江部村庄左衛門殿	12月11日	切紙・1通	466-486
(書状、御公儀様諸色・三分一金の請求) 大また村より阿藤忠太夫 江部村山田庄左衛門様	10月11日	切紙・1通	466-487
辰ノ御年貢三分一納方(金1両請求) 押切村五郎右衛門 東江部村文六殿	10月12日	小切紙・1通	466-488
覚(三分一金・夫錢請求) 吉田村善右衛門 東江部村庄左衛門殿	10月13日	切紙・1通	466-489
与右衛門殿上納金通帳(表紙のみ)		1枚	466-490
(書状、三分一金・夫錢請求) 更科村中山与左衛門 山田庄左衛門様	10月14日	横切紙・1通	466-491
辰御年貢金請取通 文右衛門(印) 利兵衛殿	辰10月14日	折紙・1通	466-492
(書状、皆済目録出来次第指越のこと、三分一金・夫錢請求) 新保村黒崎六兵衛 江部村庄左衛門殿	享保9年辰10月13日	折紙・1通	466-493
覚(三分一金請求) 市右衛門 庄左衛門殿	10月15日	切紙・1通	466-494
覚(御金・夫錢受取) 市右衛門(印) 江部庄左衛門殿	享保9年辰ノ10月14日	切紙・1通	466-495
覚(夫錢ほか代金書上) 新保村名主弥左衛門 東江部村庄左衛門殿	子極月	切紙・1通	466-508
亥皆済目録		横切紙・1通	466-509
覚(11・12月納年貢永受取、寿永分とも) 理右衛門(印) 庄左衛門殿 511欠番	子12月12日	横切紙・1通	466-510

覚(宇木村本前・去亥皆済下りノ1貫84文書上)		切紙・1通	466-512
去亥ノ御年貢皆済状之事(林小物成代永受取) 宇木村 名主平右衛門(印) 江部村庄左衛門殿	明和5年子ノ10月	切紙・1通	466-513
明和四年亥ノ御年貢金請取申通 う木村名主平右衛門 (印)		折紙・1通	466-514
覚(年貢永223文請求) 西間村久右衛門 東江部村庄左衛 門殿	11月13日	切紙・1通	466-518
子十一月御年貢わり(金2両3分余請求) 安源寺村名主 東江部村庄左衛門殿	11月2日	切紙・1通	466-520
覚(年貢金7両3分余請求) 清左衛門 庄左衛門殿	11月	切紙・1通	466-521
覚(去春質地返し、当春引高の書上) 東江部村庄左衛門 新保村御名主弥左衛門様	子3月7日	切紙・1通	475-21
享保拾六亥年より同拾九年寅之年迄村々御年貢皆済目 録其外諸切手請取書付有(皆済目録等綴)	(享保16~同19年)	綴り・1綴	479
安政五午年小手形皆済目録	安政5年~安政6年	綴り・1綴	480
文政元寅より天保五迄請取覚(岩舟村年貢金、日光国 役)	文政元年~天保5年	綴り・1綴	481
(岩舟村分皆済目録一括)	文化14年~天保8年	綴り・1綴	482
(年貢金小手形・皆済目録一括)	嘉永3年~嘉永4年	綴り・1綴り	486
(年貢金小手形・皆済目録一括)	文政2年~文政3年	綴り・1綴り	487
(他村分年貢請求・受取書等綴) 綴紐切れ	(宝暦期前後)	綴り・1綴	488
(他村分年貢請求・受取書等綴、崩れ) 綴紐なし、488 からはずれたものか	(宝暦期前後)	帳崩れが貼り付い た状態・	488-1
覚(去卯年貢金2分2朱266文の請求) 西間村久右衛門 東江部村丑之助殿 488からはずれたものか	辰6月29日	切紙・1通	488-2
(渡済状、前欠) 須坂町長右衛門 江部村文六殿 488 からはずれたものか	辰4月4日	切紙・1通	488-3
(他村分年貢請求・受取書等綴、おそらく部分) 綴紐な し	(明和期前後)	綴り(崩れ)・1綴	489
(他村分年貢請求・受取書等綴) 破損大、綴紐切れ	(宝暦期前後か)	綴り・1綴	491
(他村分年貢請求・受取書等綴) 破損大、綴紐切れ	(享保期前後)	綴り・1綴	492
(他村分年貢請求・受取書等綴) 破損大	(明和期前後)	綴り・1綴	493
明和二酉年皆済目録(酉より午迄拾ヶ年定免初年、庄左 衛門・寿永分) 東江部名主理右衛門	明和3年酉極月7日	折紙・1通	494
覚(金1両3分110文の請求) 安源寺村名主 東江部村 庄左衛門殿 494に貼り付いていた	戌12月5日	切紙・1通	494-1
覚(金5両1分18貫670文の請求) 西江部村清左衛門 庄左衛門殿 494に貼り付いていた	戌極月	切紙・1通	494-2
戌御年貢金請取通 定右衛門(印) 庄左衛門殿 494に 貼り付いていた		横切紙・1通	494-3
覚(11月納金・国役金等受取、庄左衛門・寿永分) 理 右衛門(印) 庄左衛門殿 494に貼り付いていた	戌11月15日	切紙・1通	494-4
(庄左衛門分金額書付) 494に貼り付いていた		小切紙・2通	494-5

(他村分年貢請求・受取書等綴) 破損大、麻紐共	(享保期前後)	綴り・1綴	495
辰御年貢金請取通(初納・二納・三納・国役永領収) 岩船村名主弥右衛門(印) 東江部村庄左衛門殿		折紙・1通	499
(天保10年分夜間瀬山手米・永の書上)	(天保10)	豎紙・1通	563
巳御年貢皆済之事(高21石8斗3升6合) 安源寺村名主六左衛門(印) 東江部村庄左衛門様	宝暦12年午12月	横切継紙・1通	596
巳御年貢皆済之事(高11石4斗1升4合) 後欠力、紙片付属「貳寸、九ト」		横切紙・1通	597-11
(受取書等綴崩れ一括)	(宝暦元力)		730
覚(金子受取) 新保村名主助治郎 東江部村庄左衛門殿	11月13日	切紙・1通	730-1
覚(巳ノ年可納分金2分余受取) 新保村名主助治郎 東江部村庄左衛門殿	未10月	切紙・1通	730-2
覚(未御年貢金受取) 名主 庄左衛門殿	未11月14日	切紙・1通	730-3
十一月御金ふれ(年貢金請求書) 安源寺村名主 東江部村庄左衛門殿	12月6日	切紙・1通	730-4
覚(年貢二納金請求書) 西江部村名主 東江部村庄左衛門殿	未霜月	切紙・1通	730-5
(書状、子供疱瘡湯流の知らせ) 中山兵左衛門 山田庄左衛門様	11月13日	横切紙・1通	730-6
覚(未年貢十月納分受取書) 名主理右衛門 庄左衛門殿	未10月14日	切紙・1通	730-7
十月納御金わり(年貢金請求書) 安源寺村名主 東江部村庄左衛門殿	10月3日	切紙・1通	730-8
覚(未年貢金夫錢請求書) 西江部村名主 東江部村庄左衛門殿	10月10日	切紙・1通	730-9
覚(年貢初納金夫錢請求書) 吉田村名主徳左衛門 東江部村庄左衛門殿	未10月朔日	切紙・1通	730-10
覚(未年貢金受取) 西江部村名主 庄左衛門殿	未10月14日	切紙・1通	730-11
(庄左衛門分金額書付)		小切紙・1通	730-12
(寛延四年未御年貢受取、庄左衛門納) 名主三右衛門	(寛延4)	切継紙・1通	730-13
覚(未年貢金受取) 岩船村角兵衛 東江部村庄左衛門殿	未10月14日	切継紙・1通	730-14
覚(金三兩と利錢書上) 新保村名主助治郎 東江部村庄左衛門殿	10月14日	切紙・1通	730-15
(金子差引勘定書付)		小切紙・1通	730-16
午之勘定書(年貢・村入用諸掛り皆済、小作納入) 綿内村栄助(印) 東江部村山田庄左衛門殿	安政6年己未正月	美・1冊	929

諸 経 営

年代 成立年代 天和3（1683）年～明治41（1908）年

数量 1182点

歴史

現在のところ店卸勘定帳のような経営全体を直接的に総括するような帳簿は見出されていないので、近世における山田家の経営全体の中で穀物販売や地主手作の繰綿販売などによる利益がどれだけの比重を占めていたか、酒造業の場合どうだったか、というような経営構造に関する究明は十分なされていない。しかし、近世の豪農一般に見られるように山田家は多角的な経営を展開していた。

この地域では領主米の領外移出が地理的に困難なことから、その多くが地払換金され酒造米に振り向けられたため、幕府・諸領主とも酒造業に一定の保護を与えていたと考えられ、山田家では分家ともども酒造業に取り組み、遠く離れた稲荷山宿・町川田に酒株を求めたり、渋田中に屋敷を求めて湯治客や草津越の商人へ酒を販売したりしている。また、金融についても正確な規模は不明だが、地域内での貸付にとどまらず、善光寺町や松代城下町の町人への商売仕入金貸から松本藩・上田藩などへの大名貸、江戸での金貸（山田顕善が青年期に江戸で仏光寺門跡貸付所に出稼ぎしている、表1を参照）まで幅広く行っていた。この他にも水車、質屋、中野村（町）や善光寺町での貸家なども行っていた。

明治2（1869）年12月には、独占的な横浜交易による利益で贖二分金の回収を図るべく伊那県が県下の豪農商に設立させた伊那県商社の支社で中野局下に設置された北信商社に山田家も参加し、明治3年12月には、騒動勢が要求項目に社外差加金の差戻しをあげたことでも知られる中野騒動により屋敷を打ち壊された。商社は贖二分金の回収には成功したが、横浜交易の実現はできなかった。

その後明治10（1877）年代以降デフレ期に入ると、山田家はこれまでのような資金貸付と土地取得に対する投資を抑えて、より収益のあがる証券投資を積極的に行っていく。具体的には、明治12年の金禄公債証書などを手始めに、デフレ期の同17年から第六十三国立銀行（松代）株、横浜正金銀行株、彰真社株などを積極的に買い入れ（明治12年から20年までの投資総額は42,000円に及ぶ）、自らも明治23（1890）年に第六十三国立銀行、同38（1905）年に信濃銀行の頭取となっている（以上、明治期については、横山憲長「土地集積利回りと地租改正」『三田学会雑誌』73巻3号による）。このように地主資本の証券投資が著しいが、他にも石油販売や鉱山業などにも進出しようとしたようである。

構造と内容

以上のように山田家は多角的な経営を展開していたが、ここではそれを「金融」、「酒造」、「水車」、「貸家」、「穀物等売買」、「綿作・販売」、「北信商社」、「証券投資・銀行業」、「江部製糸場」、「鉱山」に分けて編成した。それぞれについて簡単に説明しておきたい。

（1）金融

ここには 「借用願・返済延期願」、「借金証文」、「返済訴訟」、「無尽」、「大名貸」、

「本多氏借財整理」、「貸金帳簿」、「その他」がある。

そのうち、**は**、山田家が金を貸した場合が大半であるが、一部に山田家が借用したのものがある（「山田家が借用」として区分してある）。「無抛12両」などというように借用理由と金額を判明する限り記した。**は**、山田家が未返済の借主を訴えた関係の一件袋2袋が中心である。いずれも明治初年のもので、被告は近隣にとどまらず県内各地にわたっている。**は**、無尽・頼母志講に関するもので、天保・嘉永期の保次無尽（東江部村文六の関係か）、安政期前後の須坂無尽、文久期から明治初年の新野村七郎右衛門無尽（山田健蔵、中山五郎右衛門らが世話人）がある。**は**、明治5（1872）年「旧藩々江調達金取調書類」と幕末の須坂藩への献金関係書類が中心である。前者は、幕末期の証文や書状等を含むが、明治期にかつての大名貸を整理する際に用いられたものである。新旧公債証書は東京瀬戸物町石関利兵衛に売り渡している。後者は袋の表書に「須坂堀様江先年御用達金元利三千両余不残献上致候二付、已来年々初式百俵ツ、被下候筈、御書附類其外右一件二付総入用等諸控書入」（804）とある。**は**、明治36（1903）年から同38年にかけてのもので、新聞紙にくるんで一括されている。莊左衛門は本多氏の借財整理に関与し、連帯保証人にもなっている。本多^{さねふさ}実方は飯山藩主の末裔で、文久2（1862）年生まれ、明治6（1873）年相続、大正13（1924）年死去。貴族院議員も勤めた（『平成新修旧華族家系大成』による）。

（2）酒造

ここには、酒株、酒造改、酒販売、湯田中店の関係のものがある。特に「湯田中店」に関するものはほとんどが仕切覚である（湯田中は田中とも呼ばれた）。売り上げの酒代・湯銭から村諸負担や諸経費等を差し引いて勘定するという内容が多い。伝兵衛が店を預かって経営していたようである。宛所はどれも利兵衛で、これは5代当主顕賢（宝永3～明和6）と思われるので、史料は18世紀半ば前後のものかと考えられる。

（3）水車

明治4（1871）年の「仮車屋木積り帳」1冊があるのみ。同年に水車を建設した際の、職人手間や部材代金等の書上である。

（4）貸家

明治38（1905）年の（宅地貸料調査書控）を除くと、全て田町忠助屋敷に関するものである。これについては目録（その1）に「田町忠助屋敷入上差揚帳」（明治7～）を掲載し、その説明で田町は松代城下町内かと記したが誤りである。田町は、近世には善光寺町の一町、明治期には権堂村の一部を構成していた町である（現在、長野市鶴賀）。

（5）穀物等売買

これは大豆・小豆・米・粳等といった穀物類の販売に際しての受取書、仕切状等である。一例として口絵写真7に掲載した「須坂新町五郎兵衛の大豆仕切覚」（466-168）では、山田家は大豆2石9斗を3回に分けて五郎兵衛に渡し、五郎兵衛はその売り上げ代金から庭銭100文を差し引いた1両560文を山田家に2回にわたって支払っている。また、越後府中の三崎屋市兵衛の利兵衛宛覚（466-57）では、塩代金他を「惣かし」とし、胡麻3駄を預かると記している。他にも高田の浅野屋が蔵米・鱒・浜塩

などの相場書を知らせている例などもあり、越後方面へは穀物を売ると同時に、塩などの仕入れもしていたようで関係史料が多数ある。

(6) 綿作・販売

ここに収めたものは、大きく綿販売に関するものと、綿作に関するものに分かれ、前者は(5)にも同様のものが見られる出荷した実綿の受取や代金勘定などに関わる覚書、書状等である。後者は木綿手作の際の作業別摘採量を記録したと思われる人別の貫目数書き上げである。これについては書き上げられた貫目が木綿の摘採量であると断定できる確実な根拠はないが、古川貞雄「成立期質地地主制の構造」第16表の記載と対照してそのように判断した。

(7) 北信商社

袋入り、包入りのものが比較的多く、その中味もやや雑然としているものもあるが、概ねのところ、「二分金・金札等引換」、「差加金」、「商社金貸付」、「商社事件」、「諸入用」、「その他」に編成した。は、蔓延した賈二分金を商社が正金と等価交換した際のもの。は、商社元立金として社外の人々から預かった金の受け取りや差し戻しに関するもの。北信商社では明治3年7月までに820名より3万両調達したと言われている(横地穰治『信濃における世直し一揆の研究』)。は、明治3年にはオランダ商社からの洋銀借り入れ、政府に無断での租税借用などが問題になり、知事・県官が処分され、社員は民部省から厳しい取調をうけることになった一件の処理に関するものである。

(8) 証券投資・銀行業

これに関する史料はごくわずかで、横浜生糸合名会社(山田松三郎が勤務)、第六十三国立銀行(明治23年から山田荘左衛門が頭取を勤めている)、信濃銀行(明治38年から山田荘左衛門が頭取を勤めている)、信濃貯金銀行、信濃電気株式会社、のものが数点ずつある。

(9) 江部製糸場

真綿代金受取書が1通あるのみである。江部製糸場は、1897年の『長野県統計書』によると、工場持主は山田荘左衛門、経営者は山田亀吉(分家)で、1894年7月に創業し(横浜生糸合名会社創設1893年10月の直後にあたる)、大正8(1919)年に廃業した。1897年の釜数は51で、当時およそ10日ごとに数個ずつ横浜生糸合名会社に出荷していた。大正初年には釜数100、女工数86人、生糸年間生産量8125斤に増えている(以上、横山憲長氏のご教示をもとにまとめた)。

(10) 鉱山

これについては明治40(1907)年の全国金銀算出高書上が1通存在するだけだが、目録(その1)に同時期の関係史料が18点掲載されている。本格的に取り組んだわけではないが、関心を持っていたということであろう。

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

諸経営

金融

借用願・返済延期願

(書状、今般浅右衛門のことで九左衛門ら無心の仲介) 小川隠居 山田庄左衛門様、貴下	3月27日	横切継紙・1通	466-149
(書状、証文と引替に金子お渡し願) 中山兵左衛門 山 田文次良様、人々御中	12月12日	横切継紙・1通	466-222
(書状、金子支払い日延べ願) 蓮村与右衛門(印) 江部 村文六様	午12月25日	横切紙・1通	466-337
(書状、松代藩への先納金無心の断り、郡内縞ほか払物 寛、控) 庄 平次左衛門様	5月10日	横切継紙・1通	466-426
(書状、金3両1分取替願) 佐野村より鱸(力)平次左衛門 江部村江部屋庄左衛門様、人々御中	5月9日	横切紙・1通	466-427
(書状、必至の差支えにつき拠無く御無心のこと) 町 田儀平(印) 東江部山田荘左衛門様、机下	5月初日	横切継紙・1通	646
(書状、昨日対談の金高不調達につき、長野御出張先へ 明日か明後日伺う旨) (綿内村)石田治左衛門、岩野利 右衛門 山田荘左衛門様 包紙とも	5月18日午後5時	横切紙・1通	650
(書状、今日125円差し出し、残金日延願) (小布施出先 より)中村善右衛門 山田荘左衛門様 包紙とも	1月26日	横切継紙・1通	711
(書状、3年返済の証書を5年賦・年利1割に変更願) (古 海村)小林七郎右衛門 山田庄左衛門様、貴床下 包紙と も	酉3月5日	横切継紙・1通	717
(書状、御尊父様へ50円借用につき取次願) 中野町綿貴 孝造 東江部村山田理兵衛様	7月10日	横切継紙・1通	722
(書状、惣兵衛方永続に関わる代金275両の元利返済日 延願) (上田)宮下兵左衛門 山田庄左衛門様、尊下 包 紙とも	3月5日	横切継紙・1通	757
(書状、今日上田様御入金につき三〇丈融通願、算盤進 上) 新之助 山田様	5月19日	横切継紙・1通	772
口上(金子200疋借用願) 象潭拝 御旦那様、貴下		切紙・1通	776
(書状、居宅普請金拝借願) 小沼村小左衛門 山田庄左 衛門	霜月晦日	横切紙・1通	935-21

借金証文

(書状、何よりの品々送付のお礼、借用願書界紙25枚を 返上) 中野町綿貴孝造 東江部村山田庄左衛門様、尊机 下 474-13と関連	7月20日	横切継紙・1通	689
借入金証書(5円、利息年2割) 借主山田喜七(印)、証人小 林市左衛門(印) 山田理右衛門殿 奥裏貼紙「喜七」	明治32年1月31日	豎切紙・1通	705-32
連借入金証書(5円、利息年2割) 借主小林鶴吉(印)、借主 高木安蔵(印) 山田理右衛門殿	明治31年3月14日	豎切紙・1通	705-35

(柏原宿新規助成金ほか計50両書上)	(戌)	竪継紙・1通	796
借用申金子之事(商売仕入金差詰、26両) 吉田村力蔵(印)、請人宇右衛門(印)、証人勇吉(印) 坪山村増右衛門殿、牟礼宿浅右衛門殿	文政9戌5月	竪紙・1通	797
請取一札之事(26両、濟方金1両2分) 牟礼宿浅右衛門倅六郎右衛門、代徳兵衛(印) 吉田村力蔵殿	天保5午年11月21日	竪紙・1通	798
借入金証券(無抛13円) 下高井郡吉田村借主竹内多長治(印)、同郡同村受人竹内儀兵衛(印) 山田荘左衛門殿	明治16年4月1日	竪継紙・1通	817
借入金証文之事(商売仕入金差詰り金25両、引当家屋敷) 中野村借主儀助、受人由兵衛、東江部村受人文六、同村受人理右衛門 東江部村庄左衛門殿 名主権之丞奥書あり、827-1と2は畳込一括	天保15年辰正月	竪紙・1通	827-1
屋敷地并建家絵図面之事(字中町屋敷1畝20歩、高2斗、建家表間口4間半、長家5軒) 中野村借主儀助、受人由兵衛、東江部村受人理右衛門、同文六 東江部村庄左衛門殿 名主権之丞奥書あり	天保15年辰正月	竪紙・1通	827-2
借用申金子証文之事(雛形、要入金差詰りにつき、持地引当のこと)		竪紙・1通	832
借入金証文之事(無抛5両、引当田地高計2石1斗2升2合、小作初8俵半) 中野村借主鈴泉寺(印)、旦那惣代請人源次(印)、同請人与吉(印)、新保村請人惣左衛門(印) 東江部村庄左衛門殿	嘉永2年酉7月	竪継紙・1通	833
借用申金子証文之事(上納金15両) 借主浅右衛門印、受人傳右衛門印 藤九郎殿 名主大蔵の奥書あり、836-1~5は畳込一括	文政2年卯10月	竪紙・1通	836-1
覚(村方引受分24両2分、内金10両受取) 名主大蔵印、組頭傳右衛門印、百姓代栄吉印 浅右衛門殿、おいわとの	文政2年卯4月日	竪切紙・1通	836-2
覚(利金差詰り5両借用) 小古(衍)古間村借主浅右衛門印 善光寺桜小路かまや藤九郎殿	文化14年丑4月	竪紙・1通	836-3
質置申証文之事(年貢金差詰り下田10俵取質入、代金5両受取、作徳米金600文宛納めのこと) 質主六左衛門印、受人文蔵印 浅右衛門殿 組頭源左衛門の奥書あり	文化14年丁丑秋10月27日	竪紙・1通	836-4
借用申金子之事(無抛要入につき金5両) 小古間村借主浅右衛門印 善光寺桜小路かまや藤九郎殿	文化12年亥8月	竪紙・1通	836-5
「用立不申損失証文」 845-1~40は括り紐一括、一部小作証文・小作不納証文を含む			845
御願申日延一札之事(去寅商売仕入金借用の返済再日延願、御宅棟梁喜兵衛を通して) 水内郡静岡村借主濱吉(印) 高井郡東江部村山田庄左衛門殿 845-1と2は畳込一括	安政2卯年12月	竪紙・1通	845-1-1
借入金証文之事(無抛20両、引当田方計43俵半取) 水内郡静岡村中組借主濱吉(印)、親類請入金三郎(印)、同断源治郎(印) 高井郡東江部村山田庄左衛門殿 組頭桑之助の奥書あり	安政3辰年5月	竪継紙・1通	845-1-2
借入金証文之事(勤向要入につき金10両、引当として給分と扶持米代金) 本多豊後守内借主賄役石井善三郎(印)、請人蔵奉行佐久間伴右衛門(印)、請人徒土町井俊蔵(印)、立合勘定奉行中嶋茂兵衛(印) 高井郡東江部村庄左衛門殿 端裏貼紙に返済状況の書込あり、845-2-2を畳込	嘉永4亥年12月	竪紙・1通	845-2-1
(書状、金子拝借お礼、証文持参の使者に金子お渡し	(嘉永5年)正月29日	折紙・1通	845-2-2

願) 石井善三郎 山田庄左衛門殿、机下 (書状、石井を通じて頼んだ件ご承知の礼、25両拝借願) 春日井茂右衛門 江部村庄左衛門様 封筒とも、845-3全体の包紙(上下糊付を剥した)とも	(安政4年)7月21日	横切継紙・1通	845-3-1
借用申金子之事(無抛15両、滞納時は扶持米差出) 本多豊後守内借主春日井茂右衛門(印)、請人荒木八郎兵衛(印)、加印浅山孫四郎(印) 江部村庄左衛門殿	安政4巳年12月	竪紙・1通	845-3-2
借用金証文之事(無抛15両、引当田方高計3石1斗2升5合) 水内郡静岡村借主利八(印)、親類請人仲右衛門(印)、同断柳左衛門(印)、高井郡東江部村立会源八(印) 高井郡東江部村庄左衛門殿 庄屋八兵衛の奥書あり、包紙とも	嘉永4亥年12月	竪継紙・1通	845-4
借用金証文之事(無抛2両) 水内郡今井村借主多左衛門(印)、請人平左衛門(印) 高井郡東江部村庄左衛門殿 端裏貼紙に返済状況の書込および「今井 太助」とあり	安政2年卯2月	竪継紙・1通	845-5
借用金証文之事(年貢金3両) 水内郡倉井村借主重次郎(印)、請人(空白ママ) 庄左衛門殿 845-7を挟込、端裏貼紙に返済状況書込あり	天保3年辰正月	竪紙・1通	845-6
借用金証文之事(年貢金3両) 水内郡倉井村借主飛騨次郎(印)、請人富吉(印) 庄左衛門殿	文政10年亥2月	竪紙・1通	845-7
借用金証文之事(上納未進金6両、老年につき異変出来滞りは倅引受) 水内郡赤塩村之内毛野組借主善治郎(印)、倅官治郎(印) 高井郡東江部村庄左衛門殿 奥書に返済年限・方法あり、端裏貼紙に返済方法の書込あり	天保13寅年4月	竪紙・1通	845-8
借用金証文之事(年貢金15両、引当田方1石2升) 水内郡六田村借主辰蔵(印)、借主市郎左衛門(印)、借主太郎兵衛(印)、請人茂右衛門(印)、請人清吉(印)、請人弥七(印) 庄左衛門殿 村役人連印奥書あり、年月日は貼紙	天保13寅年9月	竪継紙・1通	845-9
借用金証文之事(商売仕入金20両、引当として上田・水車) 水内郡赤塩村之内中組借主八郎二(印)、同村之内上組請人新八郎(印)、高井郡安源寺村請人忠右衛門(印) 高井郡東江部村庄左衛門殿	弘化3年午10月	竪紙・1通	845-10
借用申年賦証文之事(先年借用金50両、出訴され無利・元金8年賦返済に) 水内郡北永江村借主長右衛門(印)、同人代親類組頭七郎次(印)、同村請人玄英(印)、同村同断与三右衛門(印) 高井郡東江部村庄左衛門殿 村役人奥書あり、845-11-2に疊込	天保13寅年12月	竪継紙・1通	845-11-1
借用金書入地銘細覚(田畑計9筆、高9石3斗7升4合) 水内郡北永江村借主長右衛門(印)、同人親類組頭七郎治(印)、同村請人与三右衛門(印)、同村請人玄英(印) 高井郡東江部村庄左衛門殿 水帳引合の旨百姓代・庄屋の奥書あり	天保13年寅12月	竪継紙・1通	845-11-2
時借金証文之事(無抛2分) 片塩村借用人惣八(印) 庄左衛門殿 端裏貼紙に返済状況書込あり	天保12年丑7月	竪紙・1通	845-12
借用金証文之事(年貢金9両、13年賦) 片塩村勝五郎娘借主さた(印)、請人四郎三郎(印) 庄左衛門殿 端裏貼紙に返済状況書込あり	天保12年丑正月	竪紙・1通	845-13
借用金証文之事(無抛2両3分、5年賦) 片塩村借主常蔵(印)、請人忠作(印) 東江部村庄左衛門殿	天保15年辰正月	竪紙・1通	845-14
借用金証文之事(年貢金并無抛12両、10年賦) 片塩村借主吉右衛門(印)、請人仙蔵(印)、名主卯之八(印) 庄左衛門殿 845-15-2に疊込	天保11年子12月	竪紙・1通	845-15-1

借入金証文之事(無扨12両、10年賦) 片塩村借主吉右衛門(印)、請人市郎右衛門(印)、名主卯之八(印) 東江部村庄左衛門殿	天保15年辰正月	豎紙・1通	845-15-2
借用申金子証文之事(商売仕入金10両、6月晦日まで) 安源寺村金子借主九左衛門(印) 東江部村庄左衛門殿 845-16-2～6を挟込	弘化2年5月朔日	豎紙・1通	845-16-1
借用申証文之事(商売元手金10両) 安源寺村借主九左衛門、片塩村立会幸之助 東江部村庄左衛門殿	弘化2年巳8月29日	豎紙・1通	845-16-2
借用申金子証文之事(商売仕入金5両) 安源寺村借用人九左衛門 東江部邑庄左衛門殿	弘化2年巳9月	豎紙・1通	845-16-3
借入金証文之事(商売仕入金10両、6月晦日まで) 安源寺村借主九左衛門(印) 東江部村庄左衛門殿	弘化2年巳5月	豎紙・1通	845-16-4
借入金証文之事(商売仕入金5両、3月晦日まで) 安源寺村金子借主九左衛門(印) 庄左衛門殿	弘化2年巳正月	豎紙・1通	845-16-5
借用申金子証文之事(要入金15両) 安源寺村借主九左衛門(爪印、拇印) 西江部村市左衛門殿	弘化2年巳7月	豎紙・1通	845-16-6
借用申金子之事(無扨2分) 片塩村借主賢順(印)、請人与吉(印)、加人東吉(印) 東江部村庄左衛門殿	嘉永6丑年	豎紙・1通	845-17
借入金証文之事(無扨1両、引当切桑植込畑) 片塩村借主紋弥(印)、請人喜左衛門(印)、請人幸之助(印)、立会与吉 東江部村庄左衛門殿 845-18-2を挟込	嘉永4亥年12月	豎継紙・1通	845-18-1
借入金証文之事(無扨1両、引当屋敷添畑へ植込切桑) 片塩村借主喜左衛門(印)、同断幸之助(印) 東江部村庄左衛門殿 端裏貼紙「若間違候へ者と吉引取ノ筈」	嘉永3年戌12月	豎紙・1通	845-18-2
借入金証文之事(年貢金3両、引当山畑・立木) 片塩村借主惣八(印)、請人金作(印) 庄左衛門殿 名主奥書、惣八らの返済方法奥書あり	天保12年丑12月	豎継紙・1通	845-19
証文之事(金5両借用、9月晦日まで) 片塩村久平 山田理兵衛様	申8月日	切紙・1通	845-20
借入金証文之事(無扨6両) 西江部村借主幸蔵(印)、請人茂左衛門(印) 東江部村庄左衛門殿	嘉永3年戌12月	豎紙・1通	845-21
質地証文之事(畑2筆高3斗4升3合、金3両) 片塩村質地置主与吉(印)、同請人喜右衛門(印)、同同藤右衛門 市左衛門殿 名主奥書(署名部分切取)、畑図あり、845-22-2～4を挟込	弘化2巳年12月	豎継紙・1通	845-22-1
小作証文之事(畑2筆、質流地になるとも永代小作) 片塩村小作人与吉(印)、同所請人喜右衛門(印)、同藤右衛門(印) 江部村市左衛門殿	弘化2年12月	豎紙・1通	845-22-2
小作証文之事(畑2筆、成年まで預り小作) 片塩村地預与吉(印)、請人清右衛門(印)、請人喜右衛門(印) 東江部村庄左衛門殿 畑2筆の等級・面積・高書上げの切紙を挟込	弘化5年申2月	豎紙・1通	845-22-3
質地証文之事(畑2筆、成年まで、5両) 片塩村質地置与吉(印)、親類清右衛門(印)、組合喜右衛門(印) 東江部村庄左衛門殿 水帳引合の旨名主市太郎奥書あり	弘化5年申2月	豎紙・1通	845-22-4
借用申金子之事(金4両) 片塩村民吉(印) 東江部村久蔵殿		豎紙・1通	845-23
小作不納証文之事(卯年小作年貢金1両不納につき辰7月10日まで日延願) 片塩村不納人忠作(印) 東江部村庄左衛門殿 845-24-1と2は帯一括	天保15年辰3月	豎紙・1通	845-24-1

小作不納証文之事(卯年小作年貢金3兩不納につき3年賦) 片塩村不納人忠作(印)、請人(空白ママ) 庄左衛門殿	天保15年辰3月	豎紙・1通	845-24-2
小作御年貢年延願之事(夫食喰込につき金10兩不納、8年賦願) 西江部村不納人七郎右衛門(印)、同所親類 請人富八(印)、同所名主只右衛門(印) 庄左衛門殿	文政13年寅12月	豎紙・1通	845-25
借入金証文之事(無抛10兩、引当屋敷高2斗4升4合) 当所借用人文左衛門(印)、同受人治三郎(印) 山田庄左衛門殿 端裏貼紙「ツ」	明治元辰年12月	豎継紙・1通	845-26
借入金証文之事(無抛1兩) 借用人順碩(印)、請人栄重郎(印) 庄左衛門殿	天保11子正月	豎紙・1通	845-27
借入金証文之事(商売仕入金2兩) 借主権兵衛(印) 庄左衛門殿	天保7年申12月	豎切紙・1通	845-28
借入金証文之事(無抛6兩) 借主庄五郎(印) 庄左衛門殿 端裏貼紙「未十一月直吉無尽二而、...預利八分二勘弁」	弘化3年午11月	豎紙・1通	845-29-1
借入金証文之事(年貢金15兩、10年賦、引当中畑高5斗) 東江部村借主庄五郎(印)、安源寺村引請人半左衛門(印) 東江部村庄左衛門殿 845-29-1を挟込一括	嘉永4亥年12月	豎紙・1通	845-29-2
借入金証文之事(無抛2兩) 安源寺村借主半左衛門(印) 東江部村庄左衛門殿 端裏貼紙「庄五郎分」	嘉永4亥年12月	豎紙・1通	845-30
借入金証文之事(無抛2兩) 借主茂右衛門(印)、請人團兵衛(印) 庄左衛門殿 端裏貼紙に返済状況書入あり	弘化2年巳3月	豎紙・1通	845-31
借入金証文之事(無抛200兩) 借主理右衛門(印) 山田庄左衛門殿 端裏貼紙「丑十一月六日須坂布新より借入分、...利三十疋、当方より布新江式百兩ノ証文遣置、帳合八不致置分」	慶応元丑年11月	豎紙・1通	845-32
(借金証文・金子受取書等一括) 845-33は帯封一括		1束	845-33
覚(金100兩預り証文) 東江部村借主清作(印)、新野村 請人五郎右衛門兄是非之助(印) 山田庄左衛門殿 帯紙「おまん分ノ内、江戸廻金」	安政5年年正月	豎紙・1通	845-33-1
借入金証文之事(相続手立金100兩) 東江部村借主清作(印)、証人理右衛門(印) 山田庄左衛門殿 845-33-2に挟込一括	安政4巳年2月	豎紙・1通	845-33-2-1
借入金証文之事(相続手立金100兩) 東江部村借主清作(印)、証人理右衛門(印) 山田庄左衛門殿 端裏貼紙「貳百兩 内訳百兩別記分、五十兩本帳分、五十兩理右衛門質也」	安政4巳年閏5月	豎紙・1通	845-33-2-2
借用申金子証文之事(無抛50兩) 借主理右衛門(印) 山田庄左衛門殿 端裏貼紙「六拾五兩、質屋江 理右衛門、内借江戸廻し分」	安政4巳年2月	豎紙・1通	845-33-3-1
借入金証文之事(多分内借でき、成崩手当金15兩) 借主理右衛門(印) 山田庄左衛門殿 845-33-3-1に挟込	安政4巳年閏5月	豎紙・1通	845-33-3-2
借入金証文之事(無抛22兩) 借主理右衛門 董平殿 845-33-4-2~8を挟込一括	安政4巳年2月	豎継紙・1通	845-33-4-1
(嘉永3年7月御用立御金3分請取、亥12月20日利570文請取相済)		切紙・1通	845-33-4-2
覚(元利金2兩3分余受取) 牛治郎 村子之助	(嘉永4)亥12月20日	切紙・1通	845-33-4-3
(金2兩2朱余受取書) 八左衛門 子之助様	12月24日	切紙・1通	845-33-4-4

(金子勘定書、金2両1分内1分当2月、此所2両2分渡入、 銭66文受取済)		切紙・1通	845-33-4-5
(金3両余受取書) 倉之助 東江部子之助殿		切紙・1通	845-33-4-6
(金3両3分受取書) 政之丞 子之助様	12月20日	切紙・1通	845-33-4-7
借用金証文之事(金2両) 借主子之輔 松太郎殿	嘉永3戌年12月21日	豎紙・1通	845-33-4-8
借用金証文之事(要用30両) 借主理右衛門(印) 久蔵 殿 端裏貼紙「久印」	文久2戌年12月	豎紙・1通	845-34
借用金証文之事(無抛50両) 借主理右衛門(印)、受人 伊兵衛(印) 久蔵殿 端裏貼紙「久印」	文久3亥年12月	豎紙・1通	845-35
借用金証文之事(無抛200両) 借主理右衛門、請人文六 庄左衛門殿 端裏貼紙「ツ印」	明治2巳年12月	豎紙・1通	845-36
借用金証文之事(無抛25両) 借主庄平、請人きい 理 右衛門殿 包紙とも、包紙上書「東より請取方被頼候分、 当所庄平式拾五両之証文、但方帳面二無之」	慶応元丑年閏5月	豎紙・1通	845-37
借用金証文之事(無抛15両、引当として新保村田4筆、 竿請主吉十郎分) 篠井村借用人改治郎(印)、同所受 人半左衛門 東江部村久蔵殿 端裏貼紙「三十巻」「久 印」	万延元年申10月	豎紙・1通	845-38
借用金証文之事(無抛1両) 片塩村借主吉右衛門(印)、 請人仙蔵(印)、名主卯之八(印) 庄左衛門殿	天保11年子12月	豎紙・1通	845-39
借用金証文之事(無抛1両) 片塩村借主吉右衛門(印)、 請人市郎右衛門(印)、名主卯之八(印) 庄左衛門殿	天保15年辰正月	豎紙・1通	845-40
副証之事(本証券500円借用、返金差支の節弁償のこと 取決) 下水内郡照里村借主上原仁左衛門(印)、同郡同村 受人足立藤左衛門(印)、下高井郡豊郷村受人鈴木清輔(印) 下高井郡江部村山田庄左衛門殿	明治16年8月30日	豎罫紙・1通	857
「相済候証文類可返分」 包紙紙背書込「質地対談書」、858- 1~34は包紙括り紐一括		1包	858
借用金証文之事(商売仕入金200両) 中野奈良屋借用人 寅吉(印)、請人弥五左衛門(印) 東江部村山田庄左衛 門様 包紙とも	文久3亥極月14日	豎紙・1通	858-1
借用金証文之事(要用200両) 中野村借用人奈良や寅 吉(印)、受人惣兵衛(印) 東江部村山田庄左衛門様 858-2-2を挟込、端裏下貼紙あり	元治元子12月12日	豎紙・1通	858-2-1
(書状、御無心100両申入れたく、残金合せて200両で 証文作成、小手形無心のこと) ならや寅吉 山田様 858-2-3を挟込	子11月13日	横切紙・1通	858-2-2
覚(利足25両に1分の割合承知のこと) 奈良屋寅吉 (印、「信州高井郡中野」) 東江部村山田様	元治元子12月	小切紙・1通	858-2-3
覚(陣中定入大工栄松極困窮につき村々助成金取集 まで金9両銭751文借用) 中野村郡中代市右衛門 (印) 東江部村山田庄左衛門殿 858-3-2を挟込、端裏貼 紙「拾弍両」ほか	文久3亥年6月	豎切継紙・1通	858-3-1
請取一札之事(陣中定入大工栄松助成金9両立替受 取) 中野村郡中代市右衛門(印) 東江部村山田庄左 衛門殿	文久3亥年6月4日	豎切紙・1通	858-3-2
借用申金子証文之事(仕入金50両、近日本証文差上) 借用人権堂村源八(印) 山田庄左衛門殿 端裏貼紙「仮 証文可返分」ほか	丑7月21日	豎紙・1通	858-4

借用金証文之事(無扨36両) 中野村借用人仁助(印)、同村請人村吉(印) 東江部村山田庄左衛門殿	元治元子年11月	豎切継紙・1通	858-5
借用金証文之事(無扨50両、引当牟礼宿東側屋敷2ヶ所) 水内郡牟礼宿西組借用人六左衛門(印)、同宿同組同三郎左衛門(印)、同宿同組請人と惣右衛門(印)、同宿東組同又市(印)、同宿同組同庄左衛門(印)、同宿同組同三左衛門(印)、同宿同組同儀右衛門(印) 山田庄左衛門殿 858-6-2を挟込	安政6未年12月	豎継紙・1通	858-6-1
覚(庄左衛門より取替金元利の内60両預り、写) 五郎太夫 六左衛門殿、三郎左衛門殿	戊7月9日	小切紙・1通	858-6-2
覚(質地代金残り24両受取、右24両預り書付はこの書付と引替) 西江部村直蔵(印) 東江部村久蔵殿	亥12月28日	切紙・1通	858-7
* 覚(大豆55石5斗受取預り) 須坂上町糶屋武源治(印) 東江部村庄左衛門殿 858-8-2を挟込	天保15辰年12月	豎切紙・1通	858-8-1
* (書状、押切より大豆63石5斗預かり、別紙預書差上) す坂上町糶屋武源治 東江部村御苗庄左衛門様	12月27日	豎切紙・1通	858-8-2
借用申金子証文之事(金10両) 間山村借主与兵衛(印) 東江部村山田庄左衛門殿 端裏貼紙「間山 潮堂」ほか	文久3年亥11月	豎紙・1通	858-9
借用申金子証文之事(無扨50両、書入地所・村役人印形間に合わず11月7日までに本証文差出) 高井郡安田村借主與左衛門(印)、受人與惣治 同郡東江部村山田庄左衛門殿 端裏貼紙「安田与惣次」「カ印」ほか	慶応2寅年10月日	豎紙・1通	858-10
借用申金子証文之事(無扨20両、引当として私召抱年季奉公人) 借用人権堂村そと(印)、同村親類受人源八(印) 東江部村山田庄左衛門殿 端裏貼紙「ツ印」ほか	元治元年子9月	豎紙・1通	858-11
借用申金子之事(商方仕入金として金40両、書入として名所古屋敷) 牟礼宿借主式左衛門(印)、同受人宜之助(印) 東江部村庄左衛門殿 858-12-2・3を挟込	嘉永7寅年11月	豎切継紙・1通	858-12-1
(書状、急々20両恩借願、葛呈上) 牟礼宿より高野式左衛門 東江部村二而山田庄左衛門様	11月8日	横切継紙・1通	858-12-2
(書状、なお又20両無心) 高野式左衛門 山田庄左衛門様、貴下	12月11日	横切継紙・1通	858-12-3
借用申金子証文之事(無扨15両) 借用人中野古久屋佐左衛門(印)、受人喜美作(印、「信州中野・古久佐」) 東江部村久蔵殿 端裏貼紙「返金相済不用証文」	安政7年申正月19日	豎切紙・1通	858-13
借用申金子証文之事(無扨3両) 西江部村借主天寧寺(印) 東江部村庄左衛門様 端裏貼紙「相済可返分」ほか	元治元子年7月12日	豎紙・1通	858-14
借用金証文之事(無扨25両、引当として中畑8筆、奥書に返済方法) 高井郡岩船村借用人新兵衛(印)、同村請人幸兵衛(印) 東江部村山田庄左衛門殿 端裏貼紙「相済」ほか	安政5午年9月	豎切継紙・1通	858-15
借用金証文之事(金25両) 坂口屋治兵衛、同久兵衛 山田庄左衛門様 858-16-2を挟込	亥極月6日	切継紙・1通	858-16-1
覚(金79両1分受取、18日までに返済) 借用人九之丞 山田庄左衛門殿	文久3亥年12月	切紙・1通	858-16-2
覚(五郎右衛門分金15両時借) 新野村佐右衛門 山田庄左衛門様	亥11月12日	切紙・1通	858-17
覚(金130両拝借) 井上村幸右衛門(印) 山田庄左衛門様 包紙とも、858-18-2在中	亥11月26日	切紙・1通	858-18-1

(書状、浄運寺よりの預かり金を糸師に融通したところ横濱より帰村せず、当座の金子借用願、ほか) 井上村牛之輔 山田庄左衛門様、机下 封筒とも	霜月26日	横切継紙・1通	858-18-2
借用金証文之事(無扨30両、引当として畑4筆) 高井郡新野村借用人佐右衛門(印)、同村請人五郎右衛門(印) 東江部村山田庄左衛門殿 端裏貼紙「相済候分」「力印」ほか、858-19-2を挟込	文久元年酉6月	竪切継紙・1通	858-19-1
覚(御用向につき金10両借用) 高井郡新野村借主佐右衛門(印) 東江部村山田庄左衛門殿	文久3年亥4月	切継紙・1通	858-19-2
時借金証文之事(無扨2両) 吉右衛門(印) 江部山田様御手代半左衛門殿 端裏貼紙「相済候分」ほか	文久4年子正月	竪紙・1通	858-20
質地年延一札之事(大満水にて諸作水腐につき先年借用金年延) 土屋坊(力)村名主紋兵衛(印)、組頭傳右衛門(印)、百姓代忠治(印) 東江部村山田庄左衛門殿 包紙とも、包紙上書「相済候分」ほか	慶応元丑12月	竪切紙・1通	858-21
借用金証文之事(無扨35両) 借主文六(印)、借主理右衛門(印) 山田庄左衛門殿 端裏貼紙「相済候分」ほか	文久3亥年8月	竪切紙・1通	858-22
借用金証文之事(無扨4両、奥書に返済方法) 西条村借主伊兵衛(印)、請人清七(印)、立会啓助(印) 東江部村山田庄左衛門殿	安政2卯年12月	竪継紙・1通	858-23
借用金証文之事(無扨30両) 東江部村借主嘉作(印)、同所受人増蔵(印) 山田庄左衛門殿 端裏貼紙「相済候分」ほか	文久2戌年11月	竪切継紙・1通	858-24
覚(金10両借用証文) 堀尾彦四郎(印) 山田庄左衛門殿 端裏貼紙「小屏風預り」ほか返済方法書込	亥12月	竪紙・1通	858-25
借用金証文之事(無扨2両) 当所借主菊蔵(印)、請人源右衛門(印) 山田庄左衛門殿 端裏貼紙「利」ほか返済方法	文久元酉年12月	竪紙・1通	858-26
借用金証文之事(商売仕入金5両、引当田畑2筆) 片塩村借主忠作(印)、請人幸内(印) 庄左衛門殿 名主奥書	天保12年丑7月	竪紙・1通	858-27
借用申金子証文之事(無扨30両、引当として年季奉公人請状2通差出) 水内郡権堂村借主次平(印)、請人長五郎(印) 東江部村山田庄左衛門殿 包紙とも、返済状況書込あり	文久3亥年11月	竪紙・1通	858-28
年季奉公人請状之事(やす8ヶ年季にて給金18両、添証文に住替のことあり) 越後三嶋郡井ノ本新田実親伊三郎(印)、親類受人四郎兵衛(印)、奉公人やす、当所受人基五郎(印) 善光寺権堂村藤田屋次兵衛殿 包紙とも(858-29-2も在中)、858-28に対応	安政6未年9月	竪切継紙・1通	858-29-1
住替奉公人請状之事(はる5ヶ年季にて給金28両) 元抱主祐三郎(印)、所請人総吉、同清蔵(印) 治兵衛殿	文久3年亥10月	竪切継紙・1通	858-29-2
* 覚(信濃守入用向につき金300両借用、年利1割、藩士5人の奥印あり) 高野覚之進(印)、佐藤長左衛門(印)、宮沢善治(印) 江部村山田庄左衛門殿 包紙とも、包紙貼紙「十月十五日 三百両 相済 松代 請取書与可引替分」	安政2卯年6月	竪切紙・1通	858-30
* 覚(差掛旦那要用につき金50両借用証文) 高野覚之進(印) 山田庄左衛門殿、山田董平殿 包紙上書「九月晦日 五拾両 時貸利壹割 相済分 松代高野」あり、858-31-2在中	安政6未年6月	竪紙・1通	858-31-1
* (書状、差向少々不都合につき如何程にても金子借	6月7日	横切継紙・1通	858-31-2

用したきこと) 覚之進 荘左衛門様、董平様 佐藤より申上のこと、小切紙挟込			
* 御品物預一札之事(貞宗刀・脇差預り、金120両用達を頼まれるが、鑑定済ます50両貸し) 高井郡東江部村山田庄左衛門印 松代小山田老岐様御内義家栄作殿 端裏貼紙に返済状況あり、858-32-2を挟込	安政3辰年10月8日	縦紙・1通	858-32-1
* 借入金証文之事(主人無抛費用につき金50両、引当貞宗刀・脇差) 松代小山田老岐内義家栄作(印) 東江部村山田庄左衛門殿	安政3辰年10月	縦紙・1通	858-32-2
* 覚(信濃守費用につき金200両借用、年利1割、高田幾太奥印あり) 高野覚之進(印)、佐藤長左衛門(印)、他出無印宮澤善治 東江部村山田庄左衛門殿 858-33-2を挟込、包紙上書「相済候分」「松代」ほか	安政4巳年12月	縦紙・1通	858-33-1
* (書状、200両貸金御礼、其許以外申遣方無くお頼みのこと、利分のこと) 松代高野覚之進 東江部二て山田庄左衛門様 封筒と	12月20日	横切継紙・1通	858-33-2
* 借入金証文之事(旦那費用につき金500両) 松平伊賀守内勘定奉行服部半左衛門(印)、原才兵衛(印)、相馬兵右衛門(印)、稲垣林右衛門(印)、中村清太夫(印) 江部村山田庄左衛門殿 包紙貼紙「子三月晦日[]皆済追而可返分 上田」あり	亥12月	縦切継守・1通	858-34
(借金証文類一括) こより紐で一括		1束	966
借入金証券(無抛100円) 下高井郡中野町借用人奈良定助(印)、上水内郡普光寺村受人中島小左衛門(印) 下高井郡江部郷山田庄左衛門殿	明治18年6月20日	縦罫紙・1通	966-1
借入金証書(60銭) 下高井郡高丘郷牧山借主石田新六(印) 山田庄左衛門殿	明治24年2月13日	縦紙・1通	966-2
証(小作代金上納に差支え延期認められ有難きこと、返済取決め) 下高井郡平野郷小川佐吉(印) ほか9名山田庄左衛門殿	明治24年1月29日	縦切継紙・1通	966-3
証(明治16年貸金利息とも29円受取) 下高井郡平野郷片塩堀内儀兵衛(印) 同郡同郷江部山田庄左衛門殿	明治24年3月28日	縦切紙・1通	966-4
金円請取書(100円) 北澤豊作(印) 山田庄左衛門殿	明治24年3月7日	横切継紙・1通	966-5
証(利分として17円領収) 平野郷高山環之(印) 江部山田庄左衛門様	明治25年11月30日	縦罫紙・1通	966-6
金子借用証(費用につき500円) 下高井郡堺村金子借用人嶋田三左衛門(印)、同郡中野町保証人曾我新造(印) 下高井郡平野村山田庄左衛門殿 966-7-1と2は帯封一括	明治24年3月3日	縦罫紙・1通	966-7-1
約定証(連借人全員負担時あるいは嶋田ひとりの時の手数料取決め) 連借人代理金員受取人嶋田三左衛門(印) 金員貸主山田庄左衛門殿、紹介人曾我新造殿 返済状況の貼紙あり	明治24年3月3日	縦罫紙・1通	966-7-2
受取証(500円ほか貸金返金受取) 小島五右衛門(印)、小島訴訟用印) 山田庄左衛門殿、山田理兵衛殿	明治24年10月1日	横切紙・1通	966-8
敷金預一札(篠井村地内水車貸渡金預り) 下高井郡江部村山田庄左衛門(印) 全郡篠井村田中清吉殿	明治19年2月21日	縦切紙・1通	966-9
* 「吉田村小作証文并古貸金証文」 細目は「地主/小作証文」の項を見よ		1包	1077
* 「宝曆之頃小作不納并貸金証文 不用 不納かし金吉田村」 細目は「地主/小作料収納」の項を見よ。		1包	1078

山田家が借用

「証書」	文化元年～文化14年	1包	847
覚(当亥証文金利13両1分2朱受取、皆済) 西江部村市左衛門(印) 東江部村莊左衛門殿	文化12年亥12月	竪紙・1通	847-1
覚(巳年飯山本町五右衛門分利金12両2分受取) 飯山愛宕町庄右衛門(印) 東江部村庄左衛門殿	文化6年巳12月	竪紙・1通	847-2
覚(預ケ金利分10両受取) 中野村井賀屋房吉(印) 東江部村庄左衛門殿	文化14年丑12月	竪切紙・1通	847-3
覚(去正月世話の金子利分20両受取) 井賀彦彦兵衛(印) 東江部村庄左衛門殿	文化14年丑正月12日	切紙・1通	847-4
借用申金子之事(100両、書入田高50石江部村分地) 高井郡東江部村借主庄左衛門(印)、同所請人親類文蔵(印)、同郡中野村立会清左衛門(印)、東江部村名主文六(印) 水内郡飯山町[] 後欠力、印消	文化4年卯2月	竪切紙・1通	847-5
質物二相渡シ申田地之事(片塩村田地3口高6石余10年季にて、上納金に指詰り31両受取) 東江部村質地主庄左衛門(印)、同所請人文六(印)、片塩村立会伊三郎(印) 片塩村九兵衛殿 印消	文化7年11月	竪繼紙・1通	847-6
一札之事(10両預り、当暮中に返済予定) 東庄左衛門(印) 市左衛門殿 印消	文化5辰極月	切繼紙・1通	847-7
覚(20両預り) 庄左衛門(印) 市左衛門殿 印消	文化13子4月	竪切紙・1通	847-8
覚(40両預り) 東江部村庄左衛門(印)、請人市左衛門(印) 松川元右衛門殿 印消	文化11戌11月	竪紙・1通	847-9
覚(50両預り) 東江部村庄左衛門(印) 西江部村市左衛門殿 印消	文化7午11月	竪紙・1通	847-10
覚(60両預り、来正月中返済予定) 東江部村庄左衛門(印) 句(口)入人西江部村市左衛門殿 印消	文化8未11月	竪紙・1通	847-11
覚(50両預り) 東江部村庄左衛門(印) 西江部村市左衛門殿 印消	文化7午10月	竪紙・1通	847-12
覚(40両預り) 庄左衛門(印) 市左衛門殿 印消	文化8未2月	竪紙・1通	847-13
覚(50両預り、12月中返済予定) 東江部村庄左衛門(印) 西江部村市左衛門殿 印消	文化6巳10月	竪紙・1通	847-14
覚(50両預り、極月中返済予定) 東江部村庄左衛門(花押) 西江部村市左衛門殿 奥書「当日役所へ印形遣置候故、如斯二御座候」、差出消	文化6巳11月	竪紙・1通	847-15
借用申金子ノ事(50両、2月中返済予定) 東江部村庄左衛門(印) 工(口)入人市左衛門殿 印消	文化10年11月	竪紙・1通	847-16
預り申金子之事(40両預り、来夏中返済予定) 東江部村庄左衛門(印) 松川村東屋元右衛門殿 印に切込	文化12亥極月	竪紙・1通	847-17
覚(4口ノ180両預り、来春中返済予定) 東江部村庄左衛門(印) 句(口)入人西江部村市左衛門殿 印に切込	文化9申極月	竪紙・1通	847-18
覚(50両借用、来月中返済予定) 東江部村庄左衛門(印) 西江部村市左衛門殿 印消	文化3年寅11月	竪紙・1通	847-19
覚(30両預り、当月下旬返済予定) 東江部村庄左衛門(印) 中野傳助殿 印消	文化元子12月	竪紙・1通	847-20
覚(40両借用、来戌2月返済予定) 東江部村庄左衛門	文化10年酉10月	竪紙・1通	847-21

(印)、西江部村請人市左衛門(印) 松川村元右衛門殿 印消、端裏書「返り証文」			
覚(60両借用、来春返済予定) 東江部村庄左衛門(印) 西江部村口入人市左衛門殿 端裏書「六川之分」、印消	文化12亥11月	豎切紙・1通	847-22
借用申金子之事(200両) 東江部村庄左衛門(印) 中 野村彦兵衛殿 印消	文化11年戌12月	豎紙・1通	847-23
覚(20両預り、来10月別紙証文差入時にはこの証文返 却されたし) 東江部村庄左衛門(印)、西江部村請人 市左衛門 松川村庄右衛門殿 印消	文化13子9月	豎紙・1通	847-24
「父上様八兵衛より御借用分証文也、文政十亥年返金 済」		1包	854
預り金之事(10両) 江部松齋(印) 中野白井彦兵衛様 包紙の途中に挟まる	文政6未5月28日	豎紙・1通	854-1
覚(15両預り) 東江部村縫殿介(印) 岩船村八兵衛殿 印消	文政9年戌9月	豎紙・1通	854-2
預り申金子之事(10両) 縫殿介(印) 八兵衛殿 印消	文政7年申極月	豎紙・1通	854-3
覚(10両預り) 東江部村縫之助(印) 岩船村八兵衛殿 印消	文政9年戌12月	豎紙・1通	854-4
覚(15両預り) 東江部村縫殿介(印) 岩船村八兵衛殿 印消	文政8年酉3月	豎紙・1通	854-5
覚(15両預り) 東江部村縫殿介(印) 岩船村八兵衛殿 印消	文政9年戌6月	豎紙・1通	854-6
覚(10両預り) 東江部村縫之介(印) 岩船村八兵衛殿 印消	文政8年酉6月	豎紙・1通	854-7
記(10両拝借、来春返上) 松齋 彦蔵様	(文政7)申11月	豎切紙・1通	854-8
覚(15両預り) 東江部縫之助(印) 岩船村八兵衛殿 印 消	文政8酉11月	豎切紙・1通	854-9
(八兵衛分酉年50両・戌年40両計90両、井賀屋分申年 10両書上) 854-10-2を挟込		折紙・1通	854-10-1
覚(2口90両の利分7両1分2朱余受取) 岩舟村八兵衛 東江部村縫之助殿 奥に隠居宛の勘定間違あればし なを差上ることあり	(文政9)戌12月	横切紙・1通	854-10-2
(書状力、虫損張付のため開披不可) 開披不可		切紙・1通	855
「文化文政之頃歸書附」 953-1~20在中、こより紐一括		包紙・1包	953
借用申金子之事(上納金40両) 東江部村借用主庄左衛 門(印) 大徳寺様 印消し、953-1~4は、5以降とは包紙 内で別になっていた	文政2年卯極月	豎紙・1通	953-1
借用申金子之事(無抛20両) 東江部村借用人庄左衛門 (印)、同村受人文六(印) 片塩村清左衛門殿 庄左衛門 印消し	文政2年卯極月晦日	豎切紙・1通	953-2
借用申金子之事(無抛40両) 東江部村借用人庄左衛門 (印) 大徳寺様 印消し	文政3年辰12月晦日	豎紙・1通	953-3
預申金子之事(10両) 東江部村預人庄左衛門(印)、同所 立会理右衛門(印) 西江部村作左衛門殿 印消し、端裏 書「西江部より歸書付」	文政7年申3月28日	豎紙・1通	953-4
借用申金子証文之事(年貢金50両、引当片塩村持地遠 方につき取決め) 高井郡東江部村金子借用人庄左衛	文政元年寅極月23日	豎切紙・1通	953-5

門(印)、同郡同村請人文六(印)、同郡片塩村立会人藤右衛門(印) 相之嶋村武右衛門殿 印消し、片塩村名主伊右衛門奥印あり、端裏書「相之嶋より返り書付」			
預り申金子之事(100両) 東江部村預り主庄左衛門(印)、新野村請人五郎右衛門 中野村房吉殿 印消し	文化13年子正月	豎紙・1通	953-6
借用申金子之事(無扨50両) 東江部村借用主庄左衛門(印)、同村受人文六(印) 片塩村清左衛門殿 印消し	文政2年卯3月	豎切継紙・1通	953-7
預り申金子之事(100両) 東江部村庄左衛門(印) 西江部村口入人市左衛門殿 料紙奥切断力	文化11年亥正月	豎紙・1通	953-8
一札之事(無扨50両借用) 東江部村庄左衛門(印) 西江部村市左衛門殿	文化13子11月	豎切紙・1通	953-9
預申金子之事(30両) 高井郡東江部村庄左衛門(印) 善光寺後町甚十郎殿	文化14丑極月	豎切紙・1通	953-10
預り申金子之事(100両) 東江部村預人庄左衛門(印)、西江部村請人市左衛門(印) 松川村元右衛門殿 請人である西江部村名主市左衛門の奥書あり、端裏書「江部庄左衛門」、印切込み	文化13子10月	豎切継紙・1通	953-11
覚(無扨70両借用) 東江部村庄左衛門(印) 新野村五郎右衛門殿 印切込み	文化13子極月	豎紙・1通	953-12
借用申金子之事(無扨20両) 東江部村庄左衛門(印) 片塩村大徳寺様 953-13と14は折込一括、印消し	文政元年寅極月	豎切紙・1通	953-13
借用申金子之事(上納金20両) 東江部村借人庄左衛門(印)、片塩村請人大徳寺 片塩村与四郎殿 印消し	文政2卯10月	豎切紙・1通	953-14
金子借用証文之事(上納金50両) 東江部村借り主庄左衛門(印)、同所請人栄左衛門(印)、中野村請人金兵衛(印) 中野村儀兵衛殿 印消し、東江部村名主文六奥書あり	文化14年丑10月	豎切継紙・1通	953-15
預り申金子之事(50両) 東江部村庄左衛門(印)、同村受人文六(印) 松川村元右衛門殿 印切込み	文政元年寅11月	豎切紙・1通	953-16
預り申金子之事(100両) 東江部村預り主庄左衛門(印)、新野村請人五郎右衛門 中野村彦兵衛殿 印切込み、端裏書「江庄」	文化13年子正月	豎切紙・1通	953-17
借用申金子証文之事(無扨100両) 東江部村借り主庄左衛門(印)、浅野村請人唯右衛門(印) 松代御城下増田徳左衛門殿 印消し	文化15年寅正月	豎切紙・1通	953-18
預り申金子之事(20両) 高井郡東江部村庄左衛門(印) 高井郡松川村東屋元右衛門殿 印切込み	文化6年巳極月	豎切紙・1通	953-19
借用申金子之事(50両) 高井郡東江部村借主庄左衛門(印)、請人栄左衛門(印)、名主文六(印) 同郡中野村清左衛門殿 庄左衛門以外印消し	文化4卯4月	豎紙・1通	953-20

返済訴訟

(書状、権之助借り金半金にて堪忍願) 中山善助 山田文六様	12月10日	折紙・1通	466-219
「訴訟用罫紙入、并明治九年十一月二日出訴滞金口々勘定下調訴状之控等」 636-1~14を封入	(明治)	1袋	636
貸金催促之訴状(北安曇郡池田町村市川氏への貸金) 長野県信濃国下高井郡江部村平民、原告代理人山田理右衛門	明治14年12月	1冊	636-1

診断書(山田理兵衛の疝の病状) 長野県平民下高井郡吉田村医師小林東景	明治14年12月4日	罫罫紙・1通	636-2
診断書(山田荘左衛門の疝の病状) 長野県下々高井郡吉田村医小林東景	明治14年6月8日	罫紙・1通	636-3
(市川氏へ貸金の返済状況書付)	(明治9力)	罫罫紙・1通	636-4
(市川氏への貸金催促訴状写)		1冊	636-5
記(地代金5円受取) 江部邨山田理兵衛 高野邨大碓弥右衛門殿 帯封、奥に裁判経緯の書込あり	明治11年5月14日	切紙・1通	636-6
貸金催促之訴状(北安曇郡池田町村市川氏への貸金) 長野県信濃国下高井郡江部村平民、原告代理人山田理右衛門	明治14年12月	1冊	636-7
(訴訟用罫紙、未使用) うち1枚は「理兵衛捺印呈上用紙」(付箋による)		罫罫紙・12枚	636-8
御願書之事(貸金訴訟の訴状取り下げ願) 北第拾九大区四小区高井郡江部村平民、原告人山田理右衛門 松本裁判所長宛綿内村被告小泉金作の同日付奥書あり	明治10年1月20日	罫紙仮綴・1冊	636-9
委任状(貸金催促の代理人指名、雛形) 殿	年月日	切紙・1通	636-10
記(綿内村小泉宛売渡畑の地券を書換のため代人理右衛門へ差出願) 北第十九大区四小区高井郡江部村山田荘左衛門 北第十七大区三小区戸長副御中	明治10年1月23日	切罫紙・1通	636-11
(返済滞金書上綴、雁田・中條・柳沢・下木島・綿内・田上の各村諸氏分) 明治9年委任状下書を挟込	(明治)	1綴	636-12
貸金催促之訴状(田上村9名への貸金) 長野県北第拾九大区四小区信濃国高井郡江部村平民、原告代理人山田理右衛門	明治9年11月	2冊	636-13
(貸金催促の訴状、綿内・小嶋・雁田・中松・柳沢・下木嶋・田上の各村諸氏分)	(明治9)	1冊	636-14
「貸金滞口々出訴、諸控書類一式入、附山田理兵衛ヨリ須坂富澤新作江相掛り候内実理右衛門一件トモ」 代言人山田理右衛門、長野郷宿中村善右衛門	明治7年2月ヨリ5月迄	1袋	846
記(貸金催促訴状・長野区裁判所書付を受取) 長野県下北第廿大区四小区高野村之内関沢組武田信之助代親類武田幸次郎(印) 山田荘左衛門殿代理山田理右衛門殿	明治10年11月26日	罫罫紙・1通	846-1
約定之証書(高井郡穂高村小見組山崎徳左衛門貸金請求示談につき謝金償却約定)		罫罫紙・1通	846-2
記(当区内綿内村小泉金作貸金催促訴状・松本裁判所書付を受取) 長野県北第何大区何小区戸長何之誰 山田荘左衛門殿代理山田理右衛門殿	明治9年12月30日	罫紙・1通	846-3
記(善光寺大本願内清水順平へ抱り貸金催促訴の御印証1冊受取) 長野町扱所(印、「長野町用取扱所之印) 高井郡東江部村山田利右衛門殿	明治7年2月14日	罫切罫紙・1通	846-4
記(受取金、不足受人弁金等の差引勘定書) 関谷脩平(印) 山田理右衛門様 1口分計算書上の切紙を挟込	明治9年6月30日	罫罫紙・1通	846-5
(委任状雛形、被告人永池氏代理人届綴)		朱罫紙・1綴(2枚)	846-6
譲渡証券(吉田村古谷多惣次ほか3人へ貸付金125円の証文を譲渡、写) 高井郡江部村山田荘左衛門 同	明治8年10月8日	罫紙・1通	846-7

村分家山田理右衛門殿			
記(手当金10円受取) 埴科郡松代中町野池芳三郎(印) 高井郡江部村山田理右衛門殿 吉田ヨリ受取金50円内訳書、買物払方・小遣書の切紙2枚を挟込	明治8年12月30日	罫罫紙・1通	846-8
乍恐書付ヲ以奉願上候(権堂村宮内善八貸金催促訴の件につき示談日限猶予願) 高井郡東江部村原告人山田利右衛門、水内郡被告人徳永玄填 846-9-2~4を挟込	明治7年2月19日	罫紙・1通	846-9-1
記(借金催促の訴御尊判1通受取) 吉田村用掛竹内伊左衛門(印) 江部村山田莊左衛門殿	10月18日	切罫紙・1通	846-9-2
記(宮内善八貸金訴印書受取) 第五拾四区水内郡権堂村戸長北澤源八(印) 東江部村山田理右衛門殿	明治7年2月14日	罫切紙・1通	846-9-3
記(相馬徳兵衛貸金催促の訴状受取) 高井郡新井村戸長相馬伊左衛門(印) 東江部村山田理右衛門様	2月14日	罫切紙・1通	846-9-4
以書付奉願候(上田海野町新井甚左衛門所持水車屋敷につき元帳引合願、質物として地券預かるはずのところ違約ゆえ出訴したきため) 第十九大区四小区高井郡江部村山田庄左衛門代理人山田理右衛門 長野県地券掛御役所 846-10-2~3を挟込	明治8年5月27日	罫罫紙・1通	846-10-1
委任状(中条村関菊之助ほか貸付金催促訴訟、海野町新井甚左衛門質地違約訴訟、区用につき代理人依頼) 山田莊左衛門 山田理右衛門殿	明治8年5月	罫罫紙・1通	846-10-2
委任状(貸付金催促訴訟4件につき代理人依頼) 山田莊左衛門 山田理右衛門殿	明治7年2月	罫罫紙・1通	846-10-3
「出訴口々性名書」		1包	846-11
(書状、上条村一件にて県庁へ罷出、惣代2名着次第差上) 新井村戸長相馬伊左衛門 東江部村区長山田庄左衛門様 包紙とモ	10月4日	罫切紙・1通	846-11-1
(新井村引堰元連中13人・村吏3名名前書)	(明治6) 癸酉8月7日 聞書	横切紙・1通	846-11-2
(宮内善八の身分照会拒否書、庄左衛門殿かねて承知のことゆえ) 水内郡権堂村戸長北澤源八 東江部村戸長山田文六殿	11月7日	罫紙・1通	846-11-3
委任状(雛形)		切罫紙・1通	846-11-4
(善光寺上人内信夫清水順平ほか2名、役寺宗光寺書上)		切紙・1通	846-11-5
記(貸金訴の附紙受取、雛形) 第何大区何小区取扱所ノ(ママ) 山田理右衛門殿	明治8年6月幾日	罫罫紙・1通	846-12
(原・被告・所役人同道で解訟状持参指示書、非理不実あらば答書持参すべし、雛形) 長野県参事榎崎寛直何郡何町村何之誰	明治8年何月何日	罫罫紙・1通	846-13
以書附奉申上候(須坂町富澤新作への貸金2口残333両と利息詳細書、分家理兵衛貸金は別廉) 高井郡東江部村山田庄左衛門	明治7年3月4日	横切罫紙・1通	846-14
委任状(中条村関菊之助ほか貸付金催促の訴、区用につき代理人頼み) 山田莊左衛門 山田理右衛門殿 846-15-2~5を挟込	明治8年5月	罫罫紙・1通	846-15-1
記(梅松忠次郎貸金訴の附紙印書受取) 第十九大区五小区取扱所(印) 高井郡江部村山田理右衛門殿	明治8年6月19日	切罫紙・1通	846-15-2

記(須坂村富沢新作へ貸金催促の訴状落手) 第十七大区八小区扱所(印) 東江部村山田理右衛門殿	(明治)8年6月19日	堅切罫紙・1通	846-15-3
記(市之割村阿部久左衛門ほか貸金訴の附紙印書受取) 第二十号大区七小区取扱所(印) 高井郡江部村山田理右衛門殿	明治8年6月19日	罫罫紙・1通	846-15-4
記(中条村関菊之助貸金訴の附紙印書受取) 第十八大区七小区扱所(印) 山田理右衛門殿	明治8年6月19日	罫罫紙・1通	846-15-5
委任状(須坂町富沢新作へ貸付金催促の訴、病気につきき代理人頼み) 山田理兵衛 山田理右衛門殿	明治7年2月	罫罫紙・1通	846-16
貸金催促之訴状(明治4年200両新井村相馬徳兵衛・春原傳兵衛へ貸渡分、写) 長野県管下信濃国高井郡東江部村農山田理右衛門	明治7年2月13日	半・1冊	846-17
貸金催促之訴(慶応4年上京入用200両善光寺上人内清水順平ほか3人へ貸渡分、写) 山田理右衛門 長野県参事榑崎寛直殿	明治7年2月	1綴	846-18
貸金催促之訴(慶応4年200両権堂村商人宮内善八へ貸渡の残金、写) 山田理右衛門、長野県管下信濃国水内郡飯山住代書人士族岡村政朝 長野県参事榑崎寛直殿	明治7年2月	1綴	846-19
貸金催促之訴(明治2年360両上田町商人小林和右衛門へ貸渡分、写) 山田理右衛門 長野県参事榑崎寛直殿	明治7年2月	1綴	846-20
貸金催促之訴状(明治6年7月300円当時長野大門町寄留篠田宇三郎へ貸渡、9月までに半金返済、残金催促、写) 長野県管下信濃国高井郡吉田村農小林忠兵衛、松井市郎右衛門 長野県参事榑崎寛直殿	明治6年11月17日	美・1冊	846-21
委任状(貸付金催促訴訟4件につき代理人依頼) 原告人山田庄左衛門(印) 代理人山田理右衛門殿 墨消	明治7年2月12日	罫罫紙・1通	846-22
(質取建家・水車の地券引渡催促につき訴状、上田海野町新井甚左衛門へ、写) 長野県第十九大区信濃国高井郡江部村平民山田理右衛門 長野県参事榑崎寛直殿	明治8年5月27日	美・1冊	846-23
貸金催促之訴状(明治2年360両上田町商人小林和右衛門貸渡分) 長野県管下信濃国高井郡東江部村農原告人山田庄左衛門病氣二付代理人山田理右衛門	明治7年2月12日	美・1冊	846-24
(貸金返済滞金書上、倉井村寄留中村幸吉82円余・丸山善蔵56円・高野村武田信之助49円余・品澤八右衛門49円余)	明治7年～明治10年	半・1冊	846-25

無尽

「保次無尽御掛金請取通」 東江部村文六		1包	803
保次頼母志御掛金請取帳 東江部村文六 片塩村大徳寺様	天保14年卯5月吉日(～嘉永2年11月)	横美半・1冊	803-1
借用申金子之事(金8両、年利8分) 東江部村借用人文六(印) 片塩村大徳寺様	嘉永元年申11月	堅切紙・1通	803-2
覚(御懸金・保次無尽金半分を差上) 東江部村文六 片塩村大徳寺様	申11月4日	切継紙・1通	803-3
「須坂無尽諸書附入」 近藤より庄左衛門159両余預り証文(慶応2)を転用		1袋	849

頼母子講一般帳 世話人	安政6己未年11月	半・1冊	849-1
頼母子掛金請取通 世話人小布施土佐五郎、牧新蔵、神林小一郎 山田庄左衛門殿	安政6己未年11月	横半半・1冊	849-2
(須坂無尽七分五り、七分、六分五り積勘定、損徳勘定とも) 重ねて折疊		折紙・3通	849-3
(申年九月二日山田家掛金書上)	(安政7)	切紙・1通	849-4
(九月二日須坂無尽鬮引結果書付)		切紙・1通	849-5
乍恐口上書を以奉願上候(須坂融通講中途休会迷惑) 高井郡東江部村山田庄左衛門須二付代倅山田健蔵 上端裏書「須坂五百両無尽之儀二付御家老駒沢様江内願書御書之控」	卯9月28日	横切紙・1通	849-6
頼母志講御名前帳 世話人山田健蔵、同五郎右衛門、同定蔵、新野村発起人七郎右衛門	文久2年戌5月	美・1冊	850
「明治七年五月調、七郎右衛門無尽仕上ケ、山田中山割合勘定書入」 種島龍湾呈上の包紙を転用	(明治7)	1包	851
壬申七月朔日新の七郎右衛門無尽満会懸ケ金不参之分 貼紙3枚		折紙・1通	851-1
覚(戌から子まで新野武兵衛勘定、粉、塩、太縄等)		横切継紙・1通	851-2
明治七年甲戌五月調新の七郎右衛門差引		横切継紙・1通	851-3
七郎右衛門無尽(金子出入勘定書)		切紙・1通	851-4
「新野七郎右衛門無尽子年分証文預り」		1包	852
(鬮金、預金元利の差引勘定書) 包紙に巻付		折紙・1通	852-1
覚(七郎右衛門頼みにより名寄帳へ1筆限り10年間下札する旨通知) 新野村名主佐右衛門 東江部村健蔵殿	文久3年亥7月6日	横切継紙・1通	852-2
(書状、七郎右衛門頼母子当所定蔵鬮当につき地所引当の証文作成と、当人へ金子お渡し願) 新野村中山五郎右衛門 東江部村山田健蔵様	7月4日	横切継紙・1通	852-3
「午鬮当り 東江部文六、七瀬儀左衛門、新保儀左衛門」		紙帯一括・1束	852-4
覚(新野村茂兵衛無尽鬮当金等金49両余受取) 文六 御世話人庄左衛門様	明治3年年7月13日	切紙・1通	852-4-1
(武兵衛無尽金、給金から借用分差し引き18両2分受取書) 儀右衛門 山田様	(明治3) 午7月17日	切紙・1通	852-4-2
借入金証文之事(金20両) 中野借用人寅吉、受人惣兵衛 東江部村山田健蔵殿 中野村名主奥書あり	元治元子年7月3日	豎紙・1通	852-5
借入金証文之事(金15両) 東江部村借主伊兵衛、同請人新三郎 庄左衛門殿	明治2巳年7月3日	豎紙・1通	852-6
(書状、七郎右衛門無尽一件帰宅して相談するも決着せず、兩人分金10両送付) 新野中山実之助 東江部山田理兵衛様	7月12日夜	横切継紙・1通	852-7
記(七郎右衛門無尽金49両受取、勘定済) 赤岩村藤沢丑之助 山田庄左衛門殿、中山実之助殿	(明治5) 壬申7月13日	切紙・1通	852-8
(書状、大々講割戻金此者にお渡し願、新野武兵衛より預り金の新保村五郎左衛門預けの日延願) 坂口や治兵衛 上、山田庄左衛門様	5月2日	横切継紙・1通	852-9

記(卯よりの元利金1両1分2朱200文書上) 坂口や治兵衛 新野武兵衛様	戌5月	切紙・1通	852-10
(書状、七郎右衛門無尽一件の処置) 中山拜(実之助) 山田様(埋兵衛) 封筒とも	8月11日	豎罫紙・1通	852-11
(書状、新野武兵衛頼母子鬮当するも他人に譲渡する旨) (まちた拝) (東江部村山田様) 封筒とも	7月10日	横切紙・1通	852-12
覚(新野村七郎右衛門頼母子金50両受取) 中野中町 升屋重右衛門、同町受人坂口屋治兵衛 東江部村山田庄 左衛門様 包紙とも	未7月12日	切紙・1通	852-13
(書状、七郎右衛門無尽満会に欠席願) 中山実之助 山田様	7月3日	横切継紙・1通	852-14
記(七郎右衛門無尽満会取金、預り金元利差し引き受取) 町田儀平(信州中野町葉種所) 世話人山田庄左衛門殿、中山実之助殿	(明治5) 壬申8月2日	切紙・1通	852-15
頼母志御名前帳 世話人五郎右衛門、同定蔵、同健蔵、発起人七郎右衛門	文久2年戌3月	横長半・1冊	853

大名貸

「旧藩々江調達金取調書類」 山田顕善 須坂町小布施土佐五郎より庄左衛門1000両借用証文(明治3)を袋に転用	明治5壬申年	1袋	799
「旧藩三ヶ所別添書三通 不用之分」 包紙への書込 「三千両 松本御勝手方、子十一月十二日貸丑より巳迄五ヶ年賦 利三拾兩一分月割、年々九月二十八日限元金六百両ツ、利足添」、本所松井町店借人の仏光寺門跡貸付所役人宛書付を転用		1包	799-1
覚(本証文に相違しない旨添書、松代藩へ貸付金) 草間一路、斎藤友衛、上京無印長谷川三郎兵衛 東江部村山田庄左衛門殿 包紙とも、包紙貼紙「子五月入 別引合書附 松代」	元治元子年5月	豎紙・1通	799-1-1
覚(本証文に相違しない旨添書、松本藩へ貸付金) 松平丹波守勝手掛代官上條汲太夫、勘定奉行加藤修理、同出府無印平谷三郎右衛門、同同渡辺十郎兵衛 山田庄左衛門殿 包紙とも	元治元甲子年11月	豎継紙・1通	799-1-2
一札之事(才覚金1000両借用、利足の規定) 松平伊賀守内代官河内含三、勘定奉行相馬与右衛門、同大平多喜治、同成瀬孫太夫 高井郡東江部村山田庄左衛門殿 包紙とも、包紙貼紙「上田様利足定添一札」	安政2卯年7月	豎継紙・1通	799-1-3
覚(元金返済残額等書上、金278両余) 上田勘定所 山田庄左衛門殿 799-1-3に同封	(万延元力) 申極月	豎継紙・1通	799-1-3-1
(書状、諸願聞届の礼、約束の(上田藩)産物掛印鑑書差上) (上田)嶋田繁緑 山田庄左衛門様 包紙とも、包紙内に799-2-1~3を同封	7月5日	横切継紙・1通	799-2
(書状、金子借用願聞届の礼) 小川忠左衛門 山田庄左衛門様、山田董平様	7月4日	横切継紙・1通	799-2-1
(産物取締海野町白木屋土屋仁輔ほか7名名前書上)		切紙・1通	799-2-2
(印鑑書、産物掛り松本左右衛門ほか1名、土屋仁輔ほか7名) 包紙とも		横切紙・1通	799-2-3
(郡奉行ほか宛献上品書上、家老中老大目付郡奉行名前書上) 799-3-2~4を巻込	(慶応元)	折紙・1通	799-3-1

(用達金用弁の褒美に藏米高100石支給の書付) 山田庄左衛門 包紙2枚とも、上包紙表書「慶応元五年閏五月九日松代様より被下候高百石藏前二而頂戴御書附、但御小書縁御中ノ間二而御家老御中老大目付方側席二而被申渡候」	(慶応元)閏5月9日	横切継紙・1通	799-3-2
(丑閏五月九日廻勤ノ節礼の銀枚数書上、10名分)	(慶応元)	横切紙・1通	799-3-3
(御祝儀御肴料献上の褒美に常信画屏風一雙差贈の書付) 山田庄左衛門	4月	横切紙・1通	799-3-4
覚(無尽掛金高等書上) 上田藩会計局 山田庄左衛門殿	明治3年年4月	縦紙・1通	799-4
覚(発起無尽金四番目掛金184両2分1朱銀3匁1分7厘受取) 上田会計局 塩崎御引請	(明治3)午4月19日	縦紙・1通	799-5
覚(無尽懸金のうち差引187両2分受取) 上田勘定所 山田庄左衛門殿	(明治元)辰4月20日	縦紙・1通	799-6
覚(三番会無尽懸金192両余受取) 上田勘定所 山田庄左衛門殿	明治2年巳4月	縦紙・1通	799-7
(明治4年8月旧松本藩より申立の写、借入金23年賦返済規定書送付につき)		切紙・1通	799-8
(未正月14日騒擾一件二付取替金元利333両3分書上) 山田庄左衛門殿		折紙・1通	799-9
記(可遺物200俵、同100俵の断につき県より大蔵省へ申し立てず、献金についても同じ)		横切紙・1通	799-10
(書状、昨日遠路入来の礼、屏風一雙に宰領を付けて差送) 中沢孫右衛門、川内久左衛門、丸山極人、田中民部 山田庄左衛門様 包紙とも	4月14日	横切継紙・1通	799-11
(書状、金子融通の条件である家老の証文奥書はできない旨) 水野清右衛門、酒井市治 山田庄左衛門様	12月27日	横切継紙・1通	799-12
「明治七年四月新旧公債証書 東京瀬戸物町石関利兵衛殿工売渡書類控」 799-13-1～26を封入		包紙入	799-13
定約書(新旧通貨5670円余の公債証書をを東京瀬戸物町石関へ通貨引換にて売渡) 証書所持人山田庄左衛門 石関利兵衛殿御代村松秀茂殿 欄外「内千五百円四月六日受取証書同日村松江預ケ遣ス」	明治7年3月18日	縦罫紙・1通	799-13-1
証(公債証書代金のうち1300円受取) 高井郡東江部村山田庄左衛門 石関利兵衛殿御代村松秀茂殿 799-13-2で3～6を折込、印紙貼付	明治7年5月3日	縦罫紙・1通	799-13-2
証(公債証書代金のうち500円受取) 高井郡東江部村山田庄左衛門 石関利兵衛殿御代村松秀茂殿 印紙貼付、抹消あり	明治7年4月11日	縦紙・1通	799-13-3
証(公債証書代金のうち1500円受取) 高井郡東江部村山田庄左衛門 東京石関利兵衛殿御代村松秀茂殿 印紙貼付、抹消あり	明治7年4月6日	横切罫紙・1通	799-13-4
証(新旧公債証書代金のうち1200円受取) 高井郡東江部村山田庄左衛門 東京石関利兵衛殿御代村松秀茂殿 奥に金子受取人山田文六の署名捺印、印紙貼付、抹消あり	明治7年戌5月29日	横切罫紙・1通	799-13-5
証(公債証書代金1000円受取) 高井郡東江部村山田庄左衛門 東京石関利兵衛殿御代村松秀茂殿 印紙貼付、抹消あり	明治7甲戌年5月22日	横切罫紙・1通	799-13-6

(書状、公債証書のことは石関が聞取、郵便にて差立のもの不届、値段不都合なし) 邨松秀茂 (山田庄左衛門様) 封筒とも	第3月22日	豎切罫紙・1通	799-13-7
(書状、公債の件東京問合の回答、過日談判の値段で引受) むら松(従長野) 山田君 封筒とも	第3月16日	切罫紙・1通	799-13-8
(書状、公債記号番数一枚ごと認め受取、書換は当方で) (邨松、従長野) (山田庄左衛門様) 封筒とも	(明治)7年4月22日	横切紙・1通	799-13-9
(書状、金1000円差上日延願) 邨松秀茂 山田庄左衛門様 封筒とも、封筒裏書「紀元二千五百三十四年」	(明治7)5月15日朝	切罫紙・1通	799-13-10
明治六年第八十一号、八十二号、百五号(旧藩貸付金返済処分案書類書上力) 799-13-11に12~17を折込		横切継紙・1通	799-13-11
(松本、椎谷、松代、上田、各藩への調達金元利書上)		横切継紙・1通	799-13-12
(公債証書買取額提示の書付)		横切紙・1通	799-13-13
(新旧通貨総額書上、5670円54銭8厘)		切継紙・1通	799-13-14
公債証書(新旧証書の総額、枚数書上)		切継紙・1通	799-13-15
(人名東京相場等書付)		切紙・1通	799-13-16
(小布施止宿人名前書、後藤成理、岩瀬郡雄) 後藤は名古屋より出張、岩瀬は大蔵卿大隈の甥		豎切紙・1通	799-13-17
定約(新旧公債通貨5670円余を石関が正金引換で買取) 石関利平代書人邨松秀茂 山田庄左衛門殿	明治7年戌ノ3月18日	豎紙・1通	799-13-18
証(新旧公債証書12000円余預り置) 邨松秀茂 山田庄左衛門殿 799-13-18に挟込、長野県管下無印紙証書用紙を使用	明治7年4月7日	豎罫紙・1通	799-13-19
書付ヲ以奉願上候(公債証書石関へ売渡の件山田へ委任、同人へ下渡願) 高井郡岩船村町田八兵衛、同郡綿内村立岩源次郎	明治7年	豎罫紙・1通	799-13-20
書附ヲ以奉願上候(新公債証書425円を石関へ売渡につき書替願) 高井郡綿内村立岩源次郎 下書	明治7年4月12日	豎紙・1通	799-13-21
(松代県、上田県、松本県、椎谷県への貸付金返済方書上、残金を証書で渡し)		1冊	799-13-22
御請証文(公債証書受取) 第四拾三区高井郡東江部村山田庄左衛門、副戸長綱島市右衛門 長野県公債局御中証文2通貼合	明治7年3月8日	仮1冊	799-13-23
以書付奉願上候(新公債証書425円売渡につき書替願) 第三拾八区高井郡綿内村立岩源次郎	明治7年4月12日	縦罫紙・1通	799-13-24
(高井郡福島村丸山半左衛門の松代県宛貸金の返済方書上)		縦罫紙・1通	799-13-25
以書付奉願上候(旧公債証書400円売渡につき書替願) 高井郡岩船村町田八兵衛 控	明治7年4月12日	豎罫紙・1通	799-13-26
覚(借金元利、返済方、借入高等差引勘定書) 松代藩力	12月27日	横切継紙・1通	799-13-27
書附ヲ以奉申上候(上田藩宛用達金千両証文を大蔵省負債掛検査につき相違なき旨) 第四十三区高井郡東江部村山田庄左衛門 元利金返済額勘定覚の書込とも	明治7年3月8日	豎罫紙・1通	799-14
(負債掛へ提出の調達元利金、返済額書上、松本・椎谷・松代・上田藩) 第四十三区高井郡東江部村山田庄	明治5年11月17日	豎罫紙・2通	799-15

左衛門 799-14に挟込			
(大蔵省負債掛宛4藩返済状況報告書控)	明治5壬申年11月	半・1冊	799-16
「御扶持被下所々勘定書入」 山田庄左衛門 下戸倉宿坂井氏より庄左衛門の1720両預り書(慶応3)を袋に転用	慶応3卯年ヨリ	1袋	799-17
覚(扶持米10俵の代金送付) 上田勘定所 山田庄左衛門殿	(慶応3)卯極月	横切紙・1通	799-17-1
(松代藩扶持初144俵1斗の代金送付) 山田庄左衛門殿 端書「明治元巳(ママ)年松代様より被下」	(明治元)辰12月	横切紙・1通	799-17-2
覚(扶持米10俵の代金送付) 上田勘定所 山田庄左衛門殿	(明治元)辰極月	横切紙・1通	799-17-3
覚(椎谷藩扶持米5石3斗2升5合の代金送付) 寺嶋善助 山田庄左衛門様 端書「明治元辰年椎谷様」	(明治元)辰12月29日	横切紙・1通	799-17-4
(金50両献上書、松代藩宛) 東江部村山田庄左衛門 佐川又左衛門の受取添書あり	明治元辰年11月2日	折紙・1通	799-17-5
(出兵勝利、代替入部、外色々兼ねて廻勤につき差上金額書上、殿様、役席から勝手掛等まで) 799-17-6~9は5に挟込	慶応4辰年11月朔日	折紙・1通	799-17-6
廻勤ヶ所(老中以下諸役人宛差出金額書上)		横切継紙・1通	799-17-7
(家老、中老、郡奉行勝手掛、社寺方、元々、勝手掛の名前書上)		切紙・1通	799-17-8
(奉書紙、水引等代金書上)		切紙・1通	799-17-9
覚(扶持米代金34両2分2朱、銭281文書上) 上田藩会計庁 山田庄左衛門殿	(明治2)巳極月	縦紙・1通	799-17-10
覚(扶持米10俵の代金送付) 上田藩会計庁 山田庄左衛門殿	(明治2)巳12月	横切継紙・1通	799-17-11
記(半年分扶持米5俵の代金送付) 上田会計掛 山田庄左衛門殿	(明治4)	横切継紙・1通	799-17-12
(初144俵1斗の代金書上、松代藩分力) 御出入江部村山田庄左衛門殿		横切紙・1通	799-17-13
(松代藩分初144俵1斗の代金書上) 東江部村御出入山田庄左衛門殿 端書「松代様卯年分」		切紙・1通	799-17-14
(椎谷藩扶持方三人分金22両余書上) 山田庄左衛門 端書「六川様」	卯12月	横切紙・1通	799-17-15
(松本藩扶持金銀書上) 松本勘定所 山田庄左衛門	(慶応2)寅4月	縦紙・1通	799-17-16
(松本藩扶持金銀書上) 松本勘定所 山田庄左衛門	(慶応3)卯12月	縦紙・1通	799-17-17
(松本藩扶持金銀書上) 松本勘定所 山田庄左衛門	(慶応3)卯10月	縦紙・1通	799-17-18
(藩制改革のため5年間扶持米半高借揚書) 椎谷藩庁 山田庄左衛門	(明治4)辛未正月	横切継紙・1通	799-18
(須坂藩へ庄左衛門出金賞美の直書、添書)	(万延元)	1冊	799-19
(旧諸藩へ金穀調達者の明細書を大蔵省へ提出の指示書) 太政官 「邇松」の罫紙使用	(明治4)辛未11月	切罫紙・1通	799-20
御触之写(旧諸藩へ金穀調達者の明細書を大蔵省へ提出の指示書)		1冊	799-21
(中野町郷蔵備初御払御用金拝借分につき元利勘定		1冊	799-22

書等綴)			
(須坂藩宛用達金元利勘定書および改革で差出切にいたる経緯書、下書、控)		綴り・2綴	799-23
須坂巨細勘定		折紙・1通	799-24
須坂堀長門守様江御用達金(元利合3400両余を差出切に、年々200俵の扶持物が滞り迷惑) 切紙を貼付		折紙・1通	799-25
(元松平欽次郎、元椎谷藩宛調達金元利勘定書上、下書)		折紙・1通	799-26
(元松代藩、元松本藩、元上田藩宛調達金元利勘定書上、返済滞りの状況、下書)		折紙・1通	799-27
旧藩々江調達金証書写、旧藩々江調達金取調書(一部略) 当御管下高井郡東江部村山田庄左衛門、ほか同村役人3名 長野県御役所	明治4辛未年12月	折紙・1通	799-28
「覚 松代様御切手」		包紙入・1包	799-29
覚(金1000両御印書不持参、後日返上) 近藤権右衛門 山田庄左衛門殿	丑10月13日	切紙・1通	799-29-1
覚(金1025両返済に際し御印書見えず) 水野清右衛門 山田庄左衛門殿	(卯)12月23日	横切紙・1通	799-29-2
旧藩々江調達金取調書(控) 当御管下高井郡東江部村山田庄左衛門	明治4辛未年12月	半・2冊	799-30
旧藩々江調達金証書写(控) 当御管下高井郡東江部村山田庄左衛門	明治4辛未年12月	半・2冊	799-31
(松代、松本、上田、椎谷、藩債書上之控、各藩取調書・証書写とも) 当御管下高井郡東江部村山田庄左衛門	明治4辛未年12月	半・1冊	799-32
「覚」		1包	800
覚(此度借入金500両および利息と返済分の差引勘定書)	12月	切継紙・1通	800-1
覚(元金700両の8か月分利息金46両2分10匁受取) 酒井市治(印)、宮沢善治(印) 山田庄左衛門殿	12月	切継紙・1通	800-2
覚(元金250両の1年分利息金20両受取) 酒井市治(印)、宮沢善治(印) 山田庄左衛門殿	12月	切継紙・1通	800-3
口上覚(機方都合金1000両借用の礼、年利1割5分10年賦返済で承諾願) 服部半左衛門、相馬兵右衛門、中村清次夫 山田庄左衛門様	(文久2)戌閏8月	横切継紙・1通	801
「口上覚」(包紙) おそらく801の包紙			802
「須坂堀様江先年御用達金元利三千両余不残献上致候二付、已来年々初式百俵ツ、被下候書、御書附類其外右一件二付総入用等諸控書入」 鯉節袋を転用、小松屋和太郎の捺印あり		1袋	804
証文(借用金証文献上につき年々永久初200俵を差送) 勘定吟味役兼青木軍右衛門(印)、広沢軍記(印)、ほか5名 山田庄左衛門様	万延元年4月1日	豎紙・1通	804-1
「証文 書通」(包紙) 804-1の包紙か			804-2
「嘉永四亥年正月 須坂より献金二付被下候御書附」	嘉永4亥年正月	1包	804-3
(勝手向改革のため金200両献上につき御垢付御熨斗目・御広間席御取扱の仰付書) 山田庄左衛門	亥正月	横切紙・1通	804-3-1

(借財金証文類不残献上につき御取次席御取扱・永々初年々々200俵の仰付書) 山田庄左衛門	申4月朔日		切継紙・1通	804-3-2
(諏訪明神等へ石灯籠1器献備につき御紋付御肩衣御盃等の被下書) 山田庄左衛門	申4月朔日		切継紙・1通	804-3-3
(書状、御出張御待、ほか) 河野拜 山田様	閏3月27日		横切継紙・1通	804-4
極密内事御申聞候事 包紙・封筒とも、「内用御直披」、804-4に同封			横切継紙・1通	804-4-1
(改革のため借入金証文差出につき取次席・永々初200俵の申付書) 山田庄左衛門 包紙とも、表書「御墨附」	申4月朔日		横切紙・1通	804-5
「須坂堀様より御加持御書附并書状入」	安政5年年 御申渡	11月15日	1包	804-6
(元利金返済済予願書、戊年改革の不首尾、13人扶持加増計20人扶持を提示) 山田庄左衛門 包紙とも	11月15日		横切継紙・1通	804-6-1
(書状、麻裱用意の上お越願) 河野主税、土屋修蔵、広沢善兵衛 山田庄左衛門様 包紙とも	11月11日		横切継紙・1通	804-6-2
覚(七人扶持代15両3分余入掌願) 青木軍右衛門 山田庄左衛門殿	丑12月27日		横切紙・1通	804-6-3
(書状、借入金のこと) (河野)達 庄左衛門様、内用封筒とも	霜月11日		横切継紙・1通	804-6-4
(書状、別段御配慮下された件、ほか) 河野より 山田様、内用御直覧 封筒とも	1月2日		横切継紙・1通	804-7
(書状、小生は領内村々進金取調の掛、御用達金のごとは拝顔の上伺いたし) 広沢善兵衛 山田庄左衛門様、御報 包紙とも	閏3月13日		横切継紙・1通	804-8
(書状、別紙に書き入れお戻し願) (河野達) (山田庄左衛門様) 包紙2枚とも、内包紙上書「極内用御直覧、御戻被下候」	閏3月10日		横切継紙・1通	804-9
(書状抜書写、改革につき献金志願の伺書) 広沢善兵衛様 804-9の内包紙に巻付	閏3月13日		横切継紙・1通	804-9-1
(書状、内密の通知、明日のごと諸々指示) 河野拜 山田様 封筒、包紙とも	閏3月晦日		横切継紙・1通	804-10
(書状、当年はとりあえず初150俵差送) 土屋修蔵、永井茂輔、河野達 山田庄左衛門様 包紙とも	12月9日		横切継紙・1通	804-11
(書状、御用達金当年利分内入として初150俵受取、下書) 山田庄左衛門 土屋修蔵様、永井茂輔様、河野達様 804-11に同封	12月13日		横切紙・1通	804-11-1
(書状、重役より達しあるにつき出張願) 広沢善兵衛、土屋修蔵 山田庄左衛門様	8月27日		横切紙・1通	804-12
(安政地震被災江戸屋敷普請見舞金30両献上につき御紋付袷御肩衣・料理の仰付書) 山田庄左衛門	(安政3)辰9月		横切紙・1通	804-13
(初100俵送書、天保・安政・文久期の献上内容も確認) 山田庄左衛門 包紙とも、包紙上書「元治元子十一月朔日須坂様より被差送初御書附」	(元治元)子11月朔日		横切継紙・1通	804-14
* 覚(信濃守入用向につき金300両借用、年利1割、藩士5人の奥印あり) 高野覚之進(印)、佐藤長左衛門(印)、宮沢善治(印) 江部村山田庄左衛門殿 包紙とも、包紙貼紙	安政2卯年6月		豎切紙・1通	858-30

「十月十五日 三百両 相濟 松代 請取書与可引替分」			
* 覚(差掛旦那要用につき金50両借用証文) 高野覚之進(印) 山田莊左衛門殿、山田董平殿 包紙上書「九月晦日 五拾両 時貸利壱割 相濟分 松代高野」あり、858-31-2在中	安政6未年6月	豎紙・1通	858-31-1
* (書状、差向少々不都合につき如何程にても金子借用したきこと) 覚之進 莊左衛門様、董平様 佐藤より申上のこと、小切紙挟込	6月7日	横切継紙・1通	858-31-2
* 御品物預一札之事(貞宗刀・脇差預り、金120両用達を頼まれるが、鑑定済まず50両貸し) 高井郡東江部村山田庄左衛門印 松代小山田壱岐様御内義家栄作殿 端裏貼紙に返済状況あり、858-32-2を挟込	安政3辰年10月8日	豎紙・1通	858-32-1
* 借用金証文之事(主人無抛要用につき金50両、引当貞宗刀・脇差) 松代小山田壱岐内義家栄作(印) 東江部村山田莊左衛門殿	安政3年辰10月	豎紙・1通	858-32-2
* 覚(信濃守要用につき金200両借用、年利1割、高田幾太奥印あり) 高野覚之進(印)、佐藤長左衛門(印)、他出無印宮澤善治 東江部村山田莊左衛門殿 858-33-2を挟込、包紙上書「相濟候分」松代」ほか	安政4巳年12月	豎紙・1通	858-33-1
* (書状、200両貸金御礼、其許以外申遣方無くお頼みのこと、利分のこと) 松代高野覚之進 東江部にて山田莊左衛門様 封筒とも	12月20日	横切継紙・1通	858-33-2
* 借用金証文之事(旦那要用につき金500両) 松平伊賀守内勘定奉行服部半左衛門(印)、原才兵衛(印)、相馬兵右衛門(印)、稲垣林右衛門(印)、中村清太夫(印) 江部村山田庄左衛門殿 包紙貼紙「子三月晦日[]皆済追而可返分 上田」あり	亥12月	豎切継守・1通	858-34

本多氏借財整理

(飯山藩主末裔本多実方の借財整理関係書類) 長野新聞(明治38年6月17日)で包み		1包	861
借用証(金500円) 赤坂区青山高樹町九番地本多実方、下水内郡飯山町千七拾八番地吉松集躬、下水内郡飯山町五百八十番地水島巖、同郡同町六百四十八番地横田茂守、同郡同町七百参拾番地飯島貴 山田庄左衛門殿 861-1~6は重ねて折置	明治37年8月	豎紙・1通	861-1
借用証(金700円) 借用人・東京市赤坂区青山高樹町九番地本多実方、同・長野県下水内郡飯山町千七十八番地吉松集躬、同・同県同郡同町七百参拾番地飯島貴、同・同県同郡同町五百八拾番地水島巖、同・同県同郡同町六百四十八番地横田茂守 山田庄左衛門殿	明治37年6月13日	豎紙・1通	861-2
受取証(金3000円、整理金11200円の内) 本多実方 山田庄左衛門殿	明治37年3月19日	豎紙・1通	861-3
領収証(金8200円) 本多実方 山田庄左衛門殿	明治37年3月30日	豎切紙・1通	861-4
金円借用書(金11200円、本多家家政整理のため) 借用人・東京市赤坂区青山高樹町九番地本多実方、保証人・下水内郡飯山町千七拾八番地吉松集躬、保証人・同郡同町七百参拾番地飯島貴、同・同県同郡同町六百四十八番地横田茂守、保証人・同郡同町五百八拾番地水島巖、保証人・東京市赤坂区青山高樹町九番地嶺頭 下高井郡平野村山田庄左衛門殿	明治37年3月	美・1冊	861-5
副証(担保飯山町田畑山林原野5町余) 東京市赤坂区青山高樹町九番地本多実方、下水内郡飯山町千七拾八番地吉	明治37年3月日	美・1冊	861-6

松集躬、同郡同町七百参拾番地飯島貴、同郡同町六百四十八番地横田茂守、同郡同町五百八拾番地水島巖、東京市赤坂区青山高樹町九番地嶺頭 下高井郡平野村山田荘左衛門殿			
(地所・公債売却金とその支払先の内訳書)		美・1冊	861-7
(八十四銀行への本多氏利子返済関係一括) 八十四銀行の山田荘左衛門宛封筒(明治37年7月13日)		封筒入・	861-8
(書状、本多様用達金利子落手、受領証送付) 株式会社八十四銀行(貸附係印) 山田荘左衛門様	明治37年7月13日	縦切罫紙・1通	861-8-1
利子計算書 株式会社八十四銀行(貸附係印) 本多実方殿	明治37年12月17日	縦切紙・1通	861-8-2
証(用達金5000円の半年分利足318円50銭受取) 株式会社八十四銀行 本多実方殿代山田荘左衛門殿	明治37年7月13日	切紙・1通	861-8-3
証(用達金5000円の半年分利足318円50銭受取) 株式会社八十四銀行 本多実方殿	明治37年12月27日	切紙・1通	861-8-4
(書状、昨日お話の書類差上、ほか) 本多実方(飯山町) 山田荘左衛門殿 封筒とも	5月11日	横切継紙・1通	861-9
(電報、ゴコウシヨノモヨヲニテシツタツデンニテシラセコフホンダ) シモタンカイグンイバ、ヤマダシヨウザイモン	(明治38年5月11日)	1通	861-10
(電報、ホンダテガミニテハナシコワレカカル イタスマテホンタツレスグオイデタノム) ヤマタ シモタンカイグンヒラノムラ、ヤマダシヨウザイモン	(明治38年5月10日)	1通	861-11
(電報、デンミタダメドオスルコマルスクヘンアトフミ) オ ヒラノムラ、ヤマダシヨウザイモン	(明治38年5月11日)	1通	861-12
(電報、ホンタヨリフミキテハナシコワレマトマラヌドオスルスクヘ) オタ シモタカイグンヒセノムラ、ヤマダシヨウザイモン	(明治38年5月10日)	1通	861-13
証(用達金5000円の半年分利足のうち310円受取) 株式会社八十四銀行 本多実方殿 861-14~19は重ねて折置	明治38年6月28日	切紙・1通	861-14
(書状、本多様用達金利子受取、受領証送付) 株式会社八十四銀行 山田荘左衛門様	明治38年6月28日	縦切罫紙・1通	861-15
借入金延期証書(5000円返済につき) 借主本多実方、連帯保証人山田荘左衛門 株式会社八十四銀行御中	明治37年12月20日	縦切紙・1通	861-16
借入金延期証書(5000円返済につき) 借主本多実方、連帯保証人山田荘左衛門 株式会社八十四銀行御中	明治36年12月20日	縦切紙・1通	861-17
借入金延期証書(5000円返済につき) 借主本多実方、連帯保証人山田荘左衛門、同嶺頭 株式会社八十四銀行御中	明治36年6月30日	縦切紙・1通	861-18
第肆仟伍百玖拾壹號金円貸借証書正本(本多実方の八十四銀行より5000円借用につき) 東京地方裁判所管内公証人役場の罫紙を使用、末尾に「本文之金額元利山田荘左衛門殿ヨリ受領仕候也、明治三拾八年六月廿八日、株式会社八十四銀行」とあり	明治36年3月5日	美・1冊	861-19
売渡証(写、赤坂区高樹町屋敷付属物件一式を7000円で) 売渡人山田荘左衛門 金子元三郎殿 861-20~25は重ねて折置		縦紙・1通	861-20
売渡証(写、同屋敷内6棟建物を5000円で) 売渡人山田荘左衛門 金子元三郎殿	明治38年9月	縦紙・1通	861-21
売渡証(写、高樹町および麻布区算町の市街宅地・畑を1万円) 売渡人本多実方代理山田荘左衛門 金子元三	明治38年9月4日	縦紙・1通	861-22

郎殿			
委任状(所有物件を山田荘左衛門に売却し、所有権移転手続きに必要な全権を田鶴浜又三郎へ) 長野県下水内郡飯山町式千六百五十七番地本多実方	明治38年9月8日	縦紙・1通	861-23
記(証書等の金額計算、鉛筆書き)		切紙・1通	861-24
計算書(小切手22000円から用立金6000円等差引勘定)		切紙・1通	861-25
約束手形(6000円) 山田荘左衛門 株式会社六十三銀行 東京支店御中 861-25に巻込、印抹消、表記金額受取の裏書あり	明治38年4月4日	切紙・1通	861-25-1
(封筒、配達証明書留) 東京市株式会社八十四銀行 長野県下高井郡平野村山田荘左衛門殿	明治38年6月28日	封筒・1袋	861-26
(金額勘定の書付)		切紙・1通	861-27
借入金証書(5000円) 借主東京市赤坂区青山高樹町九番地本多実方、保証人長野県下高井郡平野村式拾九番地山田荘左衛門 株式会社飯山銀行頭取春日寿平殿 2通とも同文正文(19号、20号)、債務金額収の荘左衛門宛裏書あり(明治38年8月18日)	明治36年2月17日	縦紙・2通	861-28

貸金帳簿

利右衛門取次借シ方覚(貸金覚のほか、種・大豆買覚、あつかい初売渡覚とも) ふけ	宝永4年亥ノ正月吉日	横長美・1冊	805
(善光寺町諸商人店賃・貸金元利等書上) 貼紙多数		横長美・1冊	1037
明和六丑年本長書出(人別金額・俵数等書上)	(明和6)	横長美・1冊	1042
(貸金覚帳) 表・裏表紙に京都升屋の呉服通帳を転用	(慶応2~明治5)	横半半折・1冊	1045
(借入金返済方内訳書、損分書上ほか)	寅年	横長半・1冊	1051

その他

(人別・永・初書上の断簡)		帳崩れ・2枚	466-360
(改印届) 山田隼人 仏光寺門跡関係か	安政2卯年6月25日	切紙・1通	721
(豊郷村湯本氏書入田地をめぐる負債金額一筆ごと書上指示書、公売金交付のため) 長野県収税部中野出張所、収入官吏高橋正直(印)、同寺井清太郎(印) 下高井郡平野村山田庄左衛門 封筒とも	明治23年10月9日	縦罫紙・1通	765
目録 下高井郡之部(村名・大字・字・地番・地目・段別・内畦畔・賃貸価格、穂高村・木島村) 878~886は折り重ね		半(罫紙)・1冊	878
目録 下高井郡之部(穂高村・木島村)		半(罫紙)・1冊	880
目録 下高井郡之部(穂高村・木島村・小布施村)		半(罫紙)・1冊	881
目録 下高井郡之部(穂高村・木島村・小布施村)		半(罫紙)・1冊	882
抵当権劣部解除請求書 下高井郡平野村大字江部四拾六番地、債務者山田荘左衛門 株式会社八十二銀行御中 うち1通は、同文で株式会社日本勧業銀行総裁宛	昭和11年4月5日	縦罫紙・2通	883
抵当権劣部解除追加請求書 下高井郡平野村大字江部四拾六番地、債務者山田荘左衛門 株式会社日本勧業銀行長	昭和11年4月22日	縦罫紙・1通	884

野支店御中

酒造

酒株

(酒造屋丑之助の酒株高24石につき説明書)	安永7戌9月27日	縦紙・1通	466-367
預り申金子之事(酒林・酒蔵・諸道具代金として56両1分の内28両1分相済、残28両) 東江部村預り主山田理右衛門、同人須見与次兵衛、同人小林七兵衛 上田原町瀧沢助右衛門殿	宝永4年亥10月9日	縦紙・1通	842

酒造改

覚(明和9年酒株・道具等書上、酒造稼ぎの状況説明) 井上やサマ(カ)、ヨ やサマ(カ) 紙背に貼紙あり		横切継紙・1通	657
(書状、酒改の祝儀樽代請求、水内郡酒屋一同で差し上げるもの) 彦右衛門、勘左衛門、彦四郎 東江部村酒や文六殿、押切村酒や庄兵衛殿	正月4日	横切紙・1通	687

酒販売

覚(新酒1斗2合ほか代金残り2貫915文を遣わし) 新右衛門、夫二兵衛 理兵衛様	丑ノ正月29日	横切継紙・1通	466-71
覚(新酒2斗3升5合ほか代1貫712文書上) 新右衛門、夫勘五郎 利兵衛様	丑ノ3月16日	切紙・1通	466-72
(新酒2斗4升5合ほか代3貫175文書上) 新右衛門 理兵衛様	丑ノ3月12日	切紙・1通	466-73
(諸白・新酒ほか代金8貫123文書上) 新右衛門 利兵衛様	[]月19日	横切継紙・1通	466-74
覚(新酒・米ほか代金書上) 新右衛門	4月1日	切紙・1通	466-75
(文右衛門酒通、諸白数量・人名書上ほか一括) 抹消のあるものが多い		帳崩れカ・	466-344

湯田中店

仕切覚(新酒・諸白代金ノ1貫886文書上) 田中伝兵衛 江部利兵衛様	正月26日	切紙・1通	466-137
(初子納入の廻状、米・酒代書上ほか) 綴紐なし、破損甚大		1綴	466-331
仕切覚(諸白・新酒代1貫余書上) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	正月22日	切紙・1通	466-449
仕切覚(新酒代900文渡し、脛巾脱・嫁祝への遣わし分を差し引く) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	正月19日	切紙・1通	466-451
仕切覚(新酒代金510文渡し) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	正月13日	切紙・1通	466-452
仕切覚(新酒代1貫余渡し、売子歳暮・庄屋役・寺礼・禰宜・公儀礼へ遣わし分を差し引く) 田中傳兵衛 江	正月10日	横切紙・1通	466-453

部利兵衛様			
仕切覚(酒代776文渡し、参宮見廻・障子紙・松代へ遣わし分を差し引く) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	極月29日	横切紙・1通	466-454
仕切覚(酒代・湯銭ノ2貫906文書上、庄屋所へ遣わし分を差し引く) 田中傳兵衛 江部村利兵衛様	12月18日	切紙・1通	466-455
仕切覚(代635文渡し、沓野村夫銭を差し引く) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	12月14日	切紙・1通	466-456
仕切覚(酒4斗9升5合代978文渡し) 傳兵衛 利兵衛様	12月11日	横切紙・1通	466-457
仕切覚(酒代・湯銭勘定、庄屋所遣わし分を差し引く) 傳兵衛 利兵衛様	極月5日	横切紙・1通	466-458
仕切覚(新酒代ほか残104文渡し) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	11月29日	横切紙・1通	466-459
仕切覚(上白・湯銭勘定) 田中傳兵衛 江部村利兵衛様	11月26日	切紙・1通	466-460
仕切覚(酒代1貫924文渡し、参宮見廻遣わし分を差し引く) 田中傳兵衛 江部村利兵衛様	11月25日	切紙・1通	466-461
仕切覚(酒代・湯銭書上、真木買金を差し引く) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	11月18日	横切紙・1通	466-462
口上(米受取のこと、代物渡しのこと、馬方衆へ米辻知らせのこと) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	11月18日	横切紙・1通	466-463
仕切覚(新酒代838文渡し、公儀出し・沓野庄屋へ見舞ほかを差し引く) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様 貼付文書1通(仕切覚)あり	11月13日	切紙・1通	466-464
仕切覚(新酒代・湯銭より公儀川欠金・薪代差引) 田中傳兵衛 江部村利兵衛様	11月2日	切紙・1通	466-465
仕切覚(下白米代金(渡し)、酒・上白米・大根葉送付願) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	10月26日	切紙・1通	466-466
仕切覚(新酒代金、上白米代金ノ2貫985文書上) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	10月25日	切紙・1通	466-467
仕切覚(酒代222文渡し、鐘撞堂大工作料等を差し引く、まいの湯ぬるかんのこと) 田中より傳兵衛 江部利兵衛様 貼付文書1通(初渡しの口上)あり	10月18日	横切紙・1通	466-468
仕切覚(新酒・上下白米・宿払の代金渡し) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様 貼付文書1通(諸白代金渡し覚)あり	10月16日	横切紙・1通	466-469
仕切覚(新酒代より初先納金・城米代・江戸夫丸切米を差引、ほか宿払代書上) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	10月9日	横切紙・1通	466-470
仕切覚(新酒代より薪代等差引き渡し、ほか宿払代金書上) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	10月朔日	横切紙・1通	466-471
仕切覚(諸白・新酒代より薪代等差引き渡し) 田中傳兵衛 江部村利兵衛様	9月27日	横切紙・1通	466-472
仕切覚(新酒代より一寸板50枚代差引き渡し) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	閏9月15日	横切紙・1通	466-473
仕切覚(酒・上白米代より武右衛門屋敷家代・初先納金等を差引き) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様 貼付文書1通(褥板22枚渡し覚)あり	閏9月11日	横切紙・1通	466-474
覚(宿払より薪代差引き) 傳兵衛 利兵衛様	閏9月6日	切紙・1通	466-475

仕切覚(新酒代書上、此方・佐野村での小売相場通知) 田中傳兵衛 江部村里兵衛様	閏9月6日	切紙・1通	466-476
仕切覚(公儀出し・沓野出しを除く新酒代金を一寸板代 払にあてる) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	閏9月朔日	横切紙・1通	466-477
仕切覚(下白米など売上から夫銭代などの差引勘定) 田中より傳兵衛 江部利兵衛様	5月26日	切紙・1通	475-25
仕切覚(諸白・上白売上から春木買代の差引勘定) 田 中傳兵衛 江部利兵衛様	6月3日	切紙・1通	475-26
仕切覚(諸白売上・湯銭から材木代・公儀出しの差引勘 定) 田中より傳兵衛 江部利兵衛様	6月7日	切紙・1通	475-27
仕切覚(諸白・上白売上から薪代の差引勘定) 田中傳 兵衛 江部利兵衛様	6月10日	切紙・1通	475-28
仕切覚(酒売上から公儀出し・薪代などの差引勘定) 田中傳兵衛 江部利兵衛様	6月17日	切紙・1通	475-29
仕切覚(酒売上から市夫金・薪代などの差引勘定) 田 中傳兵衛 江部利兵衛様	6月19日	切紙・1通	475-30
仕切覚(諸白売上から買物・材木・薪代などの差引勘定) 田中傳兵衛 江部利兵衛様	6月22日	切紙・1通	475-31
仕切覚(酒売上から公儀出し・同先納金・薪代などの差 引勘定) 田中傳兵衛 江部利兵衛様	6月28日	切紙・1通	475-32
仕切覚(酒売上から公儀出し・麦手引などの差引勘定) 田中傳兵衛 江部村利兵衛様	6月	切紙・1通	475-33
仕切覚(酒売上から公儀出し・薪代などの差引勘定) 田中傳兵衛 江部利兵衛様	7月5日	切紙・1通	475-34
仕切覚(酒売上から公儀出し・材木・薪代などの差引勘 定) 田中より傳兵衛 江部利兵衛様	7月11日	横切紙・1通	475-35
(仕切覚、前欠力、宿払・醤油代など) 傳兵衛 理兵衛様	7月11日	切紙・1通	475-36
仕切覚(2件分) 田中傳兵衛 利兵衛様	酉7月14日	横切紙・1通	475-37
仕切覚(酒売上から薪代の差引勘定) 田中より傳兵衛 江部利兵衛様	7月18日	切紙・1通	475-38
口上(沓野よりの利足として割木を送る旨) 傳兵衛 大旦那様	7月22日	切紙・1通	475-39
仕切覚(酒・上白売上から庄屋見舞酒・村酒手・薪代の差 引勘定) 田中より傳兵衛 江部利兵衛様		切紙・1通	475-40
仕切覚(上白米・酒売上から薪代など差引勘定) 田中 傳兵衛 里兵衛様	7月27日	切紙・1通	475-41
仕切覚(酒売上から田中公儀出し・沓野公儀出し・薪代 などの差引勘定) 田中より傳兵衛 江部利兵衛様	8月4日	切紙・1通	475-42
仕切覚(下白売上・湯銭から薪代などの差引勘定、味噌 については売切次第仕切連上) 田中傳兵衛 江部利 兵衛様	8月8日	切紙・1通	475-43
仕切覚(上白・草間酒・木など売上から公儀綿代大豆代 などの差引勘定) 田中より傳兵衛 江部利兵衛様 奥 に「木綿売 二貫百五十文内諸白売子かけ覚」についての 記載あり	8月14日	横切紙・1通	475-44
仕切覚(上白・木綿・佐野酒売上残金から薪代の差引勘 定)	8月16日	横切紙・1通	475-45

定) 田中より傳兵衛 江部利兵衛様			
仕切覚(上白・下白売上から公儀酒出・薪代などの差引勘定) 田中より傳兵衛 江部利兵衛様	9月朔日	横切紙・1通	475-46
覚(宿払金の送状) 傳兵衛 利兵衛様	9月朔日	切紙・1通	475-47
仕切覚(安田酒売上から薪代などの差引勘定) 田中村より傳兵衛 江部村利兵衛様	9月6日	切紙・1通	475-48
仕切覚(下白売上・宿払金から家・薪・桶輪替代などの差引勘定) 田中より傳兵衛 江部村利兵衛様	9月9日	1通	475-49

水車

仮車屋木積り帳	明治4年末6月吉日	横長美・1冊	933
---------	-----------	--------	-----

貸家

(宅地貸料調査書控)	(明治38年8月7日)	罫紙・1通	622
「田町忠助[]書類入」 地主山田庄左衛門	明治6癸酉年ヨリ	1包	1039
田町店賃書抜帳 1039-2~10を挟込	明治元辰正月より	横長半・1冊	1039-1
覚(家修復費用ほか諸入用書上、居住者名書上) 徳武富蔵(印、「善光寺表田町・カネト・梅田屋」) 山田様	(明治8年力)亥3月3日	横長半・1冊	1039-2
記(家賃、諸入用書上) 徳武富蔵 山田様	(明治9年)子2月25日	横長半・1冊	1039-3
記(権堂村田町指物屋直吉酉年分地代・畑小作受取) 牟礼駅小川弥右衛門(印) 東江部山田様	(明治7年)戌4月4日	横切紙・1通	1039-4
建家譲渡証文之事(花岡検校借入金に差支え建家譲渡) 権堂村田町建家譲主吉太郎印、荒木村親類受人喜善八印、組合半之助印 当組忠助殿 1039-6を挟込	明治2巳年6月	罫紙・1通	1039-5
魚屋吉太郎地代家賃滞覚(卯年より申年まで地代・前栽畑代書上)	(明治5年力)	横切紙・1通	1039-6
(居住者・家賃・受人など書上)	明治7年3月15日改	折紙・1通	1039-7
田町忠助分長家名前	明治5年	折紙・1通	1039-8
第五十四区権堂村百四番之内(借地人・家賃など書上)	(明治6年力)	折紙・1通	1039-9
覚(酉年分家賃・諸入用差引書上)	(明治7年)甲戌2月5日	横長半・1冊	1039-10

穀物等売買

(諸品代金の受取・勘定等に関する書付・書状等綴り) 綴紐切れ		1綴	466-5
(塩・種・穀物等の仕切・代金受取書等綴り)		1綴	466-11
(塩屋(野平)長右衛門より山田宛金子預り書、商況書状)	(卯8月)	帳崩れ・2枚	466-12
覚(初8俵代金1両1分300文にて売渡) 須坂九兵衛(印)	8月	横切紙・1通	466-13

江部村勘右衛門殿			
覚(初1俵代金725文) 喜兵衛 庄左衛門殿	8月16日	横切紙・1通	466-14
覚(初代金3兩渡し、残粉も売り払い次第仕切) 塩屋長右衛門(印) 江へ村山田庄左衛門殿、御使勘右衛門[]	7月24日	横切継紙・1通	466-15
仕切(浜塩・大豆代等勘定書) 三崎や市郎兵衛(印、「越後苻中」) 江部利兵衛殿	卯7月19日	横切継紙・1通	466-16
覚(初3俵代2分38文渡し) 喜兵衛(印、「須坂中町」) 庄左衛門殿	7月11日	切紙・1通	466-17
覚(初2俵代1分476文) 九兵衛(印) 勘右衛門殿	7月11日	切継紙・1通	466-18
覚(初28俵預り) す坂町塩屋長右衛門(印) 山田庄左衛門殿御内勘右衛門殿	卯7月4日	切継紙・1通	466-19
覚(10匁かけ30丁代ほかノ546文相渡) 竹内 三崎やとの	6月29日	横切継紙・1通	466-20
仕切(浜(塩)3石2斗代金2歩500文取) 三崎や市郎兵衛(印) 江部村利兵衛殿	卯6月29日	横切紙・1通	466-21
仕切(浜塩15石9斗ほかノ3兩2分52文書上、内金1兩取、残額貸し) 三崎屋市郎兵衛(印) 江部村山田利兵衛殿	卯6月29日	横切継紙・1通	466-22
初受取覚(10俵) 須坂九兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	卯6月26日	横切紙・1通	466-23
覚(初4俵受取) 喜兵衛(印) 庄左衛門殿	6月26日	横切継紙・1通	466-24
覚(初14俵受取) す坂町長右衛門(印) 江部村山田庄左衛門殿	卯6月26日	横切紙・1通	466-25
覚(たね8俵受取) 町武右衛門(印) 江部庄兵衛殿	卯ノ3月13日	横切紙・1通	466-26
覚(塩3石2斗代金3分余書上) 三崎や市郎兵衛(印) 江部村勘右衛門殿	寅9月29日	横切継紙・1通	466-27
覚(しの3本代600文書上) 久兵衛 佐野右衛門殿	丑2月20日	横切紙・1通	466-28
覚(胡麻2俵ほか代金3分余書上) 肴町油や弥右衛門(印) 東江部村利兵衛殿	11月2日	横切継紙・1通	466-29
仕切覚(大豆16俵代金2兩2分余にて売渡) 須坂九兵衛 江部村勘右衛門殿	10月1日	横切継紙・1通	466-30
覚(大豆16俵代金2兩2分余相渡) 塩屋長右衛門(印) 江部村勘右衛門殿	丑10月朔日	横切継紙・1通	466-31
覚(大豆1石8斗代金2分余相渡) 塩屋長右衛門 庄左衛門殿御内勘右衛門殿	丑8月21日	切継紙・1通	466-32
(片塩村伝五右衛門、計金2貫171文書上)		小切紙・1通	466-33
覚(大豆1石8斗代金3分渡し) す坂村長右衛門 庄左衛門殿御内勘右衛門殿 (裏面)「惣分大豆四表預り」	丑8月6日	切紙・1通	466-34
覚(60目2駄4斗5升入代3分書上) 須坂九兵衛 江部村庄左衛門殿、使勘右衛門殿	8月6日	切継紙・1通	466-35
覚(大豆7駄書上) 須坂九兵衛(印) 江部庄左衛門殿	8月10日	小切紙・1通	466-36
覚(大豆16俵受取、預かり) 塩屋長右衛門(印) 江部庄左衛門様	丑ノ8月10日	切紙・1通	466-37
大豆受取覚(4駄) 須坂町九兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	8月5日	小切紙・1通	466-38
覚(60目大豆6俵受取、預かり) す坂町塩屋長右衛門(印)	丑ノ8月5日	切継紙・1通	466-39

江部村庄左衛門殿御内馬方八助殿			
仕切覚(大豆16俵代金2両2分余にて売渡) 須坂九兵衛 (印) 江部村庄左衛門殿	8月4日	横切継紙・1通	466-40
覚(大豆16俵余代金2両3分余相済) 塩屋長右衛門(印) 江部村庄左衛門殿	丑8月4日	横切継紙・1通	466-41
覚(ツツジ・梅・姫小松代金書上)	8月10日秋社日	帳崩れ・1通	466-42
覚(塩・大豆代金差引勘定書) 三崎や市郎兵衛(印) 江 部村利兵衛殿	丑4月10日	横切継紙・1通	466-43
覚(貸金・胡麻2石2斗9升代ほか差引勘定書、仕切金子相 渡相済) 三崎屋市郎兵衛(印) 江部村利兵衛殿	子12月	横切継紙・1通	466-44
米覚(米7石2斗代金4両受取、残り1貫余かし) 中野村 八右衛門(印) 江部村佐野右衛門殿	子ノ極月3日	横切紙・1通	466-45
覚(米4石余代金2両受取) 与五右衛門(印) 江部村佐野 右衛門殿	子10月25日	切紙・1通	466-46
覚(上初15俵ほか代金3両2分受取) 南村四郎右衛門(印) 北大熊村平兵衛殿	子ノ10月21日	横切紙・1通	466-47
覚(米1石8斗相渡) 中野与五右衛門(印) 江部村佐野右 衛門殿	子10月22日	切紙・1通	466-48
覚(赤覆粉16俵代金2両受取) 与惣右衛門(印) 江部村 佐野右衛門殿	子ノ10月20日	横切紙・1通	466-49
覚(置米6俵代金2両受取) 中野与五右衛門(印) 江部村 佐野右衛門	子10月19日	切紙・1通	466-50
覚(あさ水30俵代金7両受取) 大熊村源助(印) 江部村 新六殿	10月19日	切紙・1通	466-51
覚(2石4升代金1分2貫8文相渡) 六川市右衛門 江部庄 左衛門殿	子ノ5月14日	切紙・1通	466-52
覚(大麦16俵代金2両2分余払遣、下値ではあるが) 須 坂町九兵衛 江部村庄左衛門殿	5月14日	横切紙・1通	466-53
覚(大麦12俵受取、下値につき値段引き下げ売り払う 旨) 須坂町九兵衛(印) 江部村庄左衛門様	5月8日	横切紙・1通	466-54
仕切覚(大麦17駄代金7両2分余にて売渡) 須坂町九兵 衛 江部村庄左衛門殿	5月6日	横切紙・1通	466-55
覚(大麦18俵代金4両余にて売渡) 九兵衛(印) 江部村 庄左衛門殿	5月4日	横切紙・1通	466-56
覚(塩1石余代金1分余ほか惣かし、胡麻3駄預り) 三崎 屋市郎兵衛(印) 江部村利兵衛殿	子4月29日	横切継紙・1通	466-57
当分相返事(蔵米・大豆ほか12品目相場書上)	4月29日	横切継紙・1通	466-58
請取覚(粉代金5両受取) 西条村善右衛門(印) 江部村吉 右衛門殿 同日付の粉代金受取・残り粉手配の旨、書添あ り。	子ノ4月5日	横切紙・1通	466-59
覚(塩1石余代金1分余受取) 三崎屋市郎兵衛(印) 片塩 村宇右衛門殿	子2月29日	横切継紙・1通	466-60
覚(西国・屋六粉140俵代金一部受取、切手遣わされ次第 粉渡し) 新野村加助(印) 庄左衛門殿御内にて江部吉 右衛門殿	亥9月7日	横切紙・1通	466-61
覚(諸粉206俵代金23両余受取) 新野村長助(印) 吉右	亥11月8日	横切紙・1通	466-62

衛門殿			
覚(9月から10月15日までの初代金目録の通り受取相済) 新野清蔵 江部村里兵衛殿	亥11月8日	切紙・1通	466-63
覚(初代金2両受取) 新野清蔵(印) 江部村庄左衛門様	亥10月15日	切紙・1通	466-64
覚(4月21日仕切代金1分余書上) 浅の屋徳兵衛(印) 江部山田庄左衛門殿	亥12月30日	切紙・1通	466-65
(書状、仕切残金御渡し願、蔵米・躰・浜塩等相場書) 浅の屋徳兵衛(印、「浅野屋たかた」) 山田庄左衛門様、人々御中	12月3日	横切紙・1通	466-66
覚(西国初70俵、屋六初2俵渡す) 新の加助(印) 江部村吉右衛門殿	亥10月11日	切紙・1通	466-67
覚(西国初78俵、弥六初60俵書上) 新野源助 江部吉右衛門殿		切紙・1通	466-68
覚(敷板120本ほか書上) 湯田中利右衛門	子ノ後5月11日	切紙・1通	466-69
(材木(力)の内使・売・在庫分書上) 田中竹右衛門	子ノ12月27日	帳崩れ・1通	466-70
(清蔵、長助分西国・屋六初書上)		帳崩れ・1通	466-76
覚(西国初78俵・弥六初72俵書上) ふせ(力)長助	9月3日	切紙・1通	466-83
覚(大豆2駄受取) す坂五郎兵衛(印、「須坂新町井出」) 江部村庄左衛門殿	午7月20日	切紙・1通	466-84
覚(黍米40駄15日出し、代金はその内に下されたく) 田麦村五右衛門(印) 江部村文六殿	申ノ11月6日	切紙・1通	466-85
覚(初4俵・大豆1石余差引勘定) 須坂町五郎兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	申10月21日	横切紙・1通	466-86
覚(塩1石4斗代金1分余受取) 三崎屋市郎兵衛(印) [] 後欠	亥4月21日	横切紙・1通	466-87
仕切覚(置荷代、未・申年仕切不足貸金額書上) 後欠		横切紙・1通	466-88
(山田庄左衛門宛浅野屋徳兵衛仕切書、2件連書) (1) 大豆7俵、未12月9日、(2) 小麦5斗8升、申12月25日		横切紙・1通	466-89
仕切覚(塩8斗代金書上等、小麦2俵あり) 浅野屋徳兵衛(印) 江部村庄左衛門殿、同[](文権右衛門力)殿	申6月17日	横切紙・1通	466-90
仕切覚(置荷3石1斗代金等書上、大豆6俵あり) 浅の屋徳兵衛(印) 江部山田庄左衛門殿、使平六殿	未3月12日	横切紙・1通	466-91
(10名分の石数・銭額書上)		帳崩れ・1通	466-92
(返書、塩高値のこと、諸品相場書) 武右衛門 山田庄左衛門様	10月22日	横切紙・1通	466-93
(書状、高田でも塩が高値のこと) 桜井武右衛門 山田庄左衛門様	8月18日	横切紙・1通	466-94
覚(大豆12俵代金1両余相済) 喜兵衛(印) 庄左衛門殿	6月11日	切紙・1通	466-95
覚(大豆6駄代金1両余にて売渡) 須坂町九兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	4月26日	切紙・1通	466-96
(利兵衛宛田中伝兵衛仕切覚綴) 綴紐切れ、破損大		1綴	466-97
仕切覚(初23俵代ほか) [] 江部村庄左衛門[] 左下欠損	丑ノ極月28日	横切紙・1通	466-98